

## 添付資料目次

資料 1-1	沖縄県における大学設置の状況	3
資料 1-2	公立大学法人名桜大学の沿革及び組織図	4
資料 2	財団法人健康科学財団と名桜大学との産学連携に関する覚書	5
資料 3-1	絵本：はやね・はやおき・あさごはん	6
資料 3-2	食育等をテーマにした卒業研究題目一覧	7
資料 3-3	地域発展のエンジンとしての大学	8
資料 4-1	スポーツ健康学科の在学生アンケート調査結果（抜粋）	9
資料 4-2	名桜大学大学院及び琉球大学大学院 配置図	10
資料 5	名桜大学大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻修士課程 養成する人材像と三つのポリシー	11
資料 6	学修成果に対応した修了後の進路等（概念図）	12
資料 7-1	ディプロマ・ポリシーと授業科目の対応表	13
資料 7-2	養成する人材像，ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシー，アドミ ッション・ポリシーとの関連図	14
資料 8	名桜大学大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻修士課程委員 会規程（案）	15
資料 9-1	履修モデル 1（標準：2 年）スポーツ教育モデル	17
資料 9-2	履修モデル 2（標準：2 年）地域のスポーツ指導モデル	18
資料 9-3	履修モデル 3（標準：2 年）地域の健康支援モデル	19
資料 10-1	大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻修士課程の授業時間割 表（大学院設置基準 14 条特例に基づく社会人を対象とした時間も割含む）（仮 編成：令和 4 年度実績）	20
資料 10-2	名桜大学大学院スポーツ健康科学研究科長期履修規程（案）	24
資料 10-3	長期履修モデル 1（長期履修：3 年）スポーツ教育モデル	28
資料 10-4	長期履修モデル 2（長期履修：3 年）地域のスポーツ指導モデル	29
資料 10-5	長期履修モデル 3（長期履修：3 年）地域の健康支援モデル	30
資料 11-1	名桜大学大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻（修士課程）の 学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項	31
資料 11-2	修士論文研究指導スケジュール（2 年で修了する場合）	32
資料 11-3	修士論文研究指導スケジュール（長期履修生：3 年で修了する場合）	33
資料 11-4	名桜大学研究倫理に関する規程	34
資料 11-5	名桜大学大学院スポーツ健康科学研究科倫理委員会規程（案）	38
資料 12	基礎となる学士課程と修士課程の関係	42
資料 13	人間健康学部スポーツ健康学科における一種免許状（保健体育）取得に係る履 修要件及び提供科目	43
資料 14-1	履修モデル 1（標準：2 年）スポーツ教育モデル（一種免許状未修得者モデル）	44
資料 14-2	履修モデル 2（長期履修：3 年）スポーツ教育モデル（一種免許状未修得者モ デル）	45
資料 15-1	公立大学法人名桜大学特任教職員規程	46

資料 15-2	教員配置の将来構想	48
資料 16	名桜大学における令和 4 年度サバティカル制度実施要綱	50
資料 17	令和 4 年度コンプライアンス教育研修・研究倫理教育研修	52
資料 18-1	(第 3 研究棟) 1 階・2 階平面図	53
資料 18-2	人間健康学部実験・実習棟平面図	54

資料 1-1

沖縄県における大学設置の状況



# 資料 1 - 2

## 公立大学法人名桜大学の沿革及び組織図

<沿革>

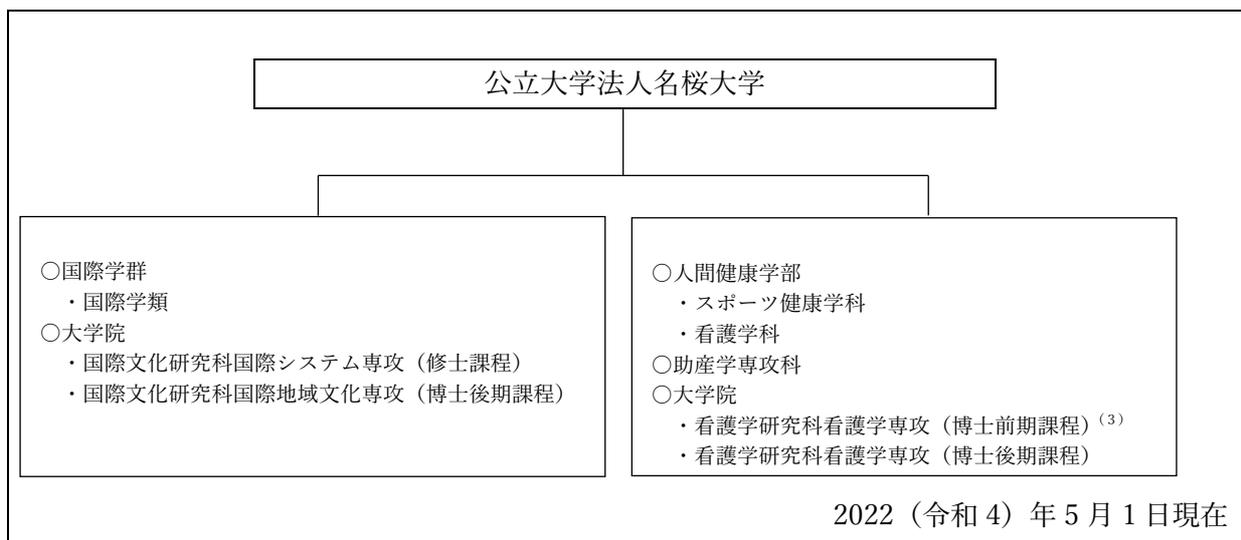
2022（令和4）年5月1日現在

年 度	事 項
1993(平成5)年12月 1994(平成6)年4月 2001(平成13)年4月 2005(平成17)年4月 2007(平成19)年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校法人名護総合学園設立認可</li> <li>・名桜大学（国際学部：国際文化学科、経営情報学科、観光産業学科）設置</li> <li>・大学院国際文化研究科国際文化システム（修士課程）設置</li> <li>・人間健康学部スポーツ健康学科設置</li> <li>・国際学部を国際学群に改組</li> <li>・人間健康学部看護学科設置</li> </ul>
2010(平成22)年4月 2011(平成23)年4月 2017(平成29)年4月 2019(平成31)年4月 2022(令和4)年4月 2023(令和5)年4月 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校法人名護総合学園から公立大学法人名桜大学に組織変更<sup>(1)</sup></li> <li>・大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）設置</li> <li>・助産学専攻科設置</li> <li>・大学院国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）設置</li> <li>・看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）設置</li> <li>・国際学群を国際学部に変更（届出済）<sup>(2)</sup></li> <li>・国際文化学科及び国際観光産業学科を設置（届出済）<sup>(2)</sup></li> <li>・人間健康学部へ健康情報学科を設置（届出済）<sup>(2)</sup></li> </ul>

(1) 2010（平成22）年4月に学校法人名護総合学園を解散し、公立大学法人名桜大学に移行

(2) 2023（令和5）年度に、国際学群を国際学部に変更し、その下に、国際文化学科及び国際観光産業学科を設置する。同じく、人間健康学部へ健康情報学科を設置する。組織の構成は、2学部5学科、1専攻科、4研究科（修士課程1、博士前期課程1、博士後期課程2）を擁する大学となる。

<組織図>



(3)：博士後期課程の設置に伴い、看護学研究科看護学専攻（修士課程）を看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）に変更した。



財団法人健康科学財団と名桜大学との産学連携に関する覚書

財団法人健康科学財団（以下「甲」という。）と名桜大学（以下「乙」という。）とは、以下の内容について覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、海洋性レクリエーションと健康保養に関する専門性を高める人材育成が一層重要となっている状況に鑑み、甲と乙の産学連携に関することを協議する。

（協議内容）

第2条 甲及び乙は、前項の目的に則り、以下の事項について協議するものとする。

（1）北部地域における教育の活性化のための情報交換及び研究に関すること。

（2）健康科学財団及び名桜大学による研究者の相互交流に関すること。

（3）その他、健康科学財団と名桜大学との連携について両者が必要とする事項。

（実施方法）

第3条 甲及び乙は、前項の協議内容の合意事項について連携を行うものとする。

（協定期間）

第4条 この覚書の有効期間は、署名の日から2年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の6カ月前までに、甲及び乙のいずれからの申し入れがない限り自動更新される。

（補則）

第5条 この覚書に定めるもののほか、この産学連携に関し、必要な事項については、甲及び乙が協議の上、別に定める。

本覚書は2通作成し、甲及び乙がそれぞれ1通所持する。

財団法人健康科学財団  
理事長 出口



署名 出口

平成 16 年 9 月 24 日

名 桜 大 学  
学 長 安 田 晃 次



署名 安田

平成 16 年 9 月 24 日

この写しは原本と相違ありません

令和 5 年 1 月 11 日

公立大学法人名桜大学  
理事長 高良文雄



# 資料 3-1

絵本：はやね・はやおき・あさごはん

表紙



裏表紙



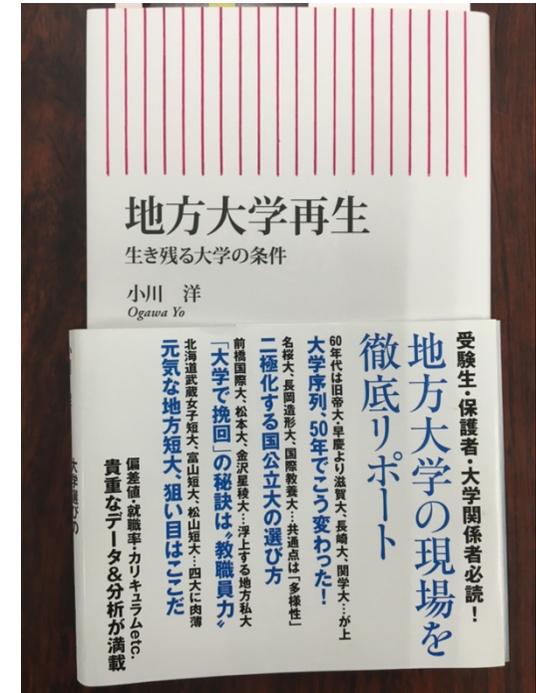
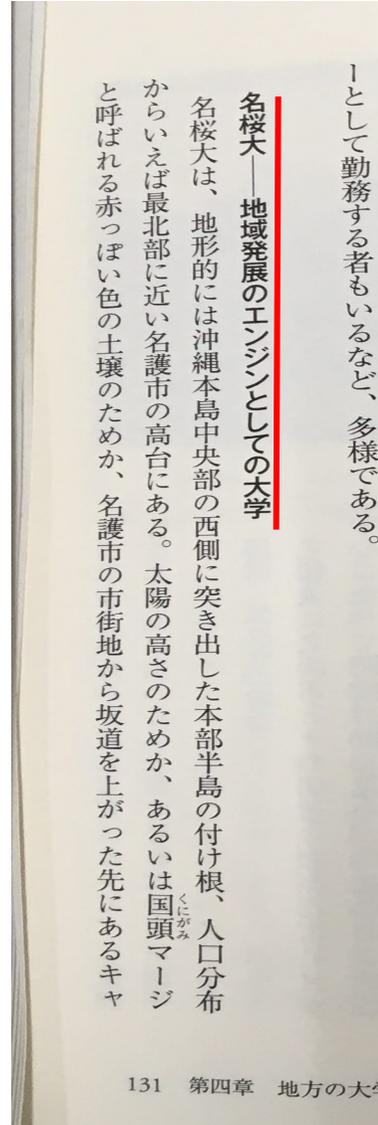
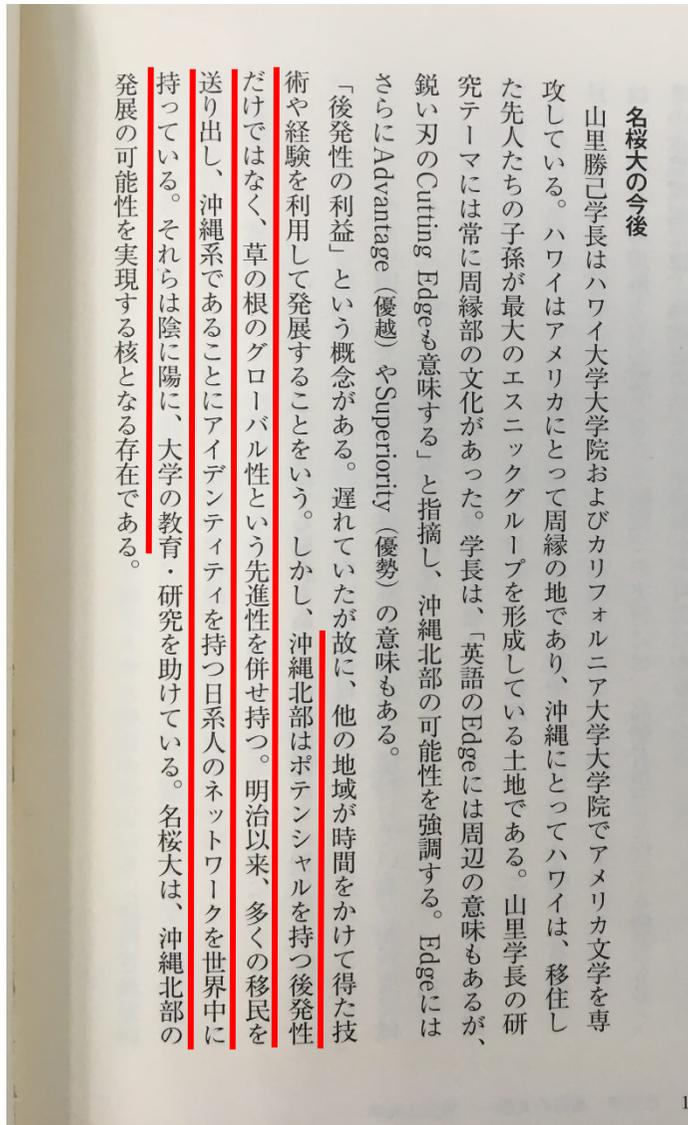
## 資料3-2

### 食育等をテーマにした卒業研究題目一覧

NO	発表年	卒業研究タイトル
1	平成24(2012)	子どもの食育状況について
2	平成25(2013)	小学生の食生活と肥満との関係
3	平成25(2013)	学校給食における食物アレルギーを持つ児童への対応の現状と課題
4	平成25(2013)	児童の保護者を対象とした食の意識と行動に関する研究
5	平成27(2015)	保護者の食意識と行動から考える家庭の支援について
6	平成30(2018)	奄美市立小学校における食育の現状と保護者の食育への意識に関する研究
7	平成30(2018)	沖縄県における「子ども食堂」の現状と課題分析
8	令和元年(2019)	沖縄県名護市の小学校における学級担任の食育意識に関する調査—栄養教諭・学校栄養職員との関係性について—
9	令和元年(2019)	食育劇実施の前後における児童の食に対する意識の変容
10	令和元年(2019)	学校給食の満足度と自己肯定感の関係に関する一考察
11	令和3年(2021)	コロナ禍における沖縄の子ども食堂の課題

## 資料 3-3

地域発展のエンジンとしての大学「『地方大学再生—生き残る大学の条件』朝日新書、2019」掲載



問4 あなたは 名桜大学大学院 スポーツ健康科学研究科 スポーツ健康科学専攻 修士課程（仮称）が開設されれば、入学したいと思いますか。

23 件の回答



図 4：入学意向の割合

表 4：入学意向

	1. 入学したい	2. 入学を検討したい	3. 入学したいとは思わない ※「問9」以降にお答えください。	総計	割合
1. 大学1年生	1	4	2	7	30.4%
2. 大学2年生		7	1	8	34.8%
3. 大学3年生	1	2	1	4	17.4%
4. 大学4年生	1	1	2	4	17.4%
総計	3	14	6	23	100.0%
割合	13.0%	60.9%	26.1%	100.0%	-

※ 以下は、問4で「1. 入学したい」「2. 入学を検討したい」を選んだ17名を対象とする。

問5 名桜大学大学院 スポーツ健康科学研究科 スポーツ健康科学専攻 修士課程（仮称）に「1. 入学したい」、もしくは「2. 入学を検討したい」と回答した理由は何ですか。

※「その他」を選択した場合は、具体的に記載してください。

あてはまるものをすべて選択してください。

17 件の回答

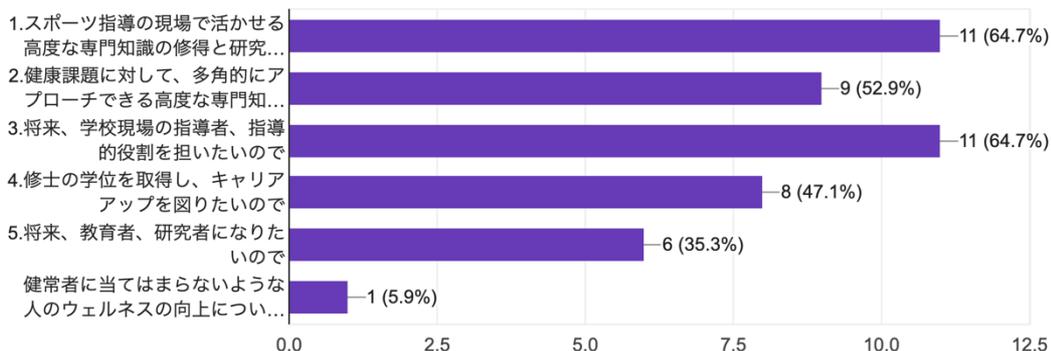


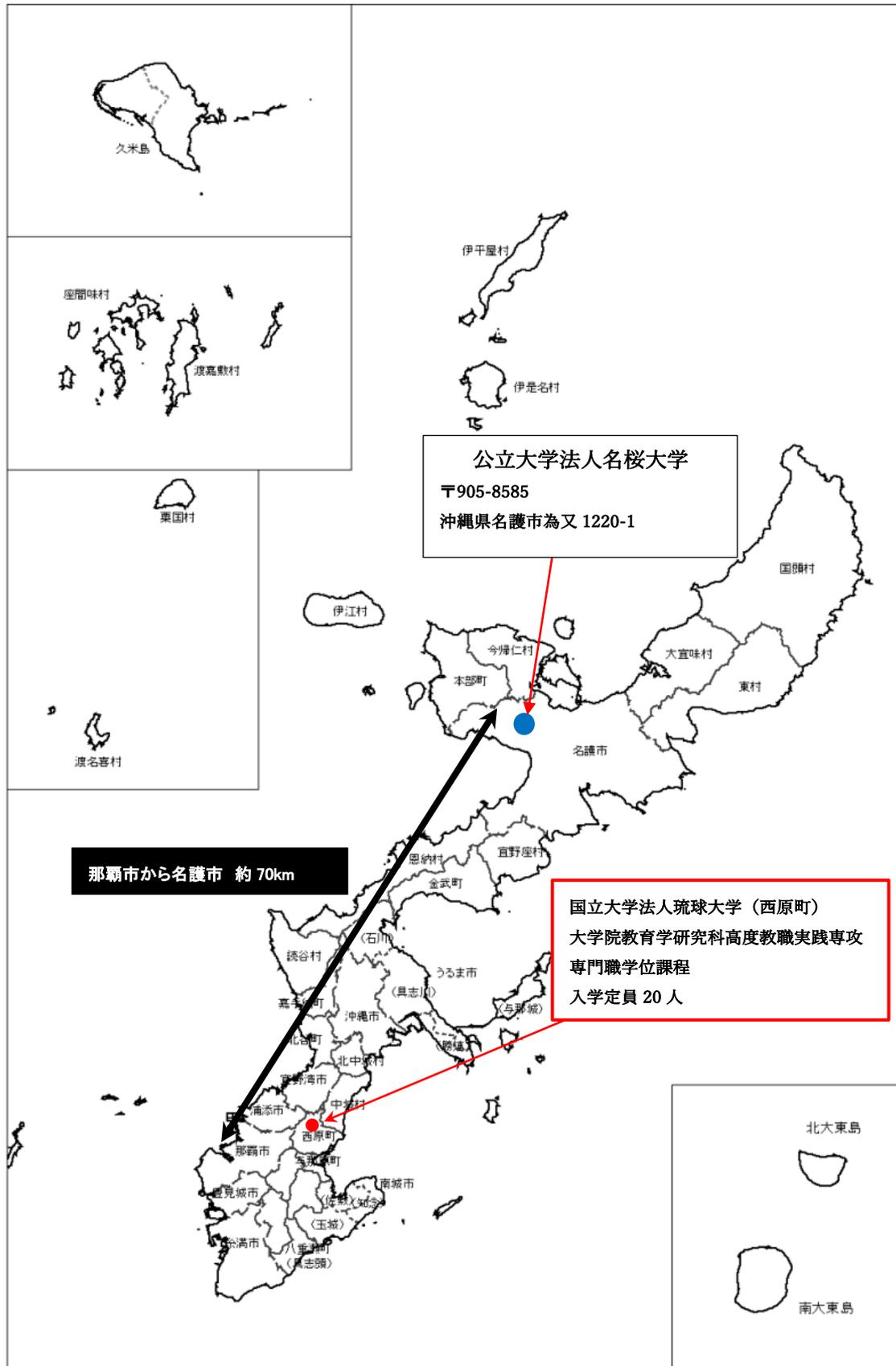
図 5：入学を検討した理由の割合

表 5：入学を検討した理由

1. スポーツ指導の現場で活かせる高度な専門知識の修得と研究力を高めたいので	2. 健康課題に対して、多角的にアプローチできる高度な専門知識の修得と研究力を高めたいので	3. 将来、学校現場の指導者、指導的役割を担いたいの	4. 修士の学位を取得し、キャリアアップを図りたいので	5. 将来、教育者、研究者になりたいので	その他
11	9	11	8	6	1
64.7%	52.9%	64.7%	47.1%	35.3%	5%

資料 4-2

名桜大学大学院及び琉球大学大学院 配置図



出典：各大学の公式 HP (大学募集要項)

## 資料 5

### 名桜大学大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻修士課程 養成する人材像と三つのポリシー

#### <養成する人材像>

スポーツ・健康分野に関する学修を通して、高度な専門的知識と研究力を身に付け、理論と実践を往還できる高度専門職業人を養成する。

#### I 学位授与方針 (DP)

- (1) 自己の専門分野における高度な知識と、スポーツ・健康分野の広範な領域を横断する知識を有している。
- (2) 専門分野の知識や自らの経験から見出した課題を適切な研究手法を用いて分析し、新たな知見を得ることができる。
- (3) 高い倫理観を持ち、専門性の高い知識・技能を基盤にして指導できる。

#### II 教育課程編成・実施方針 (CP)

##### 1. 教育内容

- (1) 広範なスポーツ・健康分野を横断した知識と、自らの専門分野における知識を深化させるために、「基礎科目」「共通科目」「専門科目」を配置する。
- (2) 高い倫理観を養成するとともに、スポーツ・健康分野における種々の課題を適切な手法を用いて分析するために、「基礎科目」「研究科目」を配置する。
- (3) 専門性の高い知識・技能を基盤にした指導力を養成するための科目として、「専門科目」に「コーチング特論」「地域ヘルスプロモーション特論Ⅰ」「地域ヘルスプロモーション特論Ⅱ」「保健体育科教育特論Ⅰ」「保健体育科教育特論Ⅱ」を配置する。

##### 2. 教育方法

- (1) 「基礎科目」「共通科目」「専門科目」は講義、演習いずれかで行うとともに、発表や議論を用い、学生が主体的・能動的に学修する。
- (2) 修士論文の作成にあたっては、研究計画に従って指導教員に指導を受け、1年次で実施する、修士論文研究テーマ発表会、2年次で実施する修士論文中間報告会で、論文審査会の助言を受けて進めていく。(※長期履修制度利用者の場合は2年次以降)
- (3) 本研究科で行われる人を対象とした研究は、全てスポーツ健康科学研究科倫理委員会に申請し審査を受け、承認を得て研究を実施し、論文の作成を行う。

##### 3. 教育評価

- (1) 各授業は、シラバスに示した到達目標の達成度に応じた評価方法を導入し、適正な成績評価によって単位を付与する。
- (2) 修士論文は、口述試験と評価ルーブリックにより審査・評価する。
- (3) 2年間の学修成果は、基礎科目(必修)、共通科目、専門科目、特別研究(必修)によって行い、総合的に評価する。

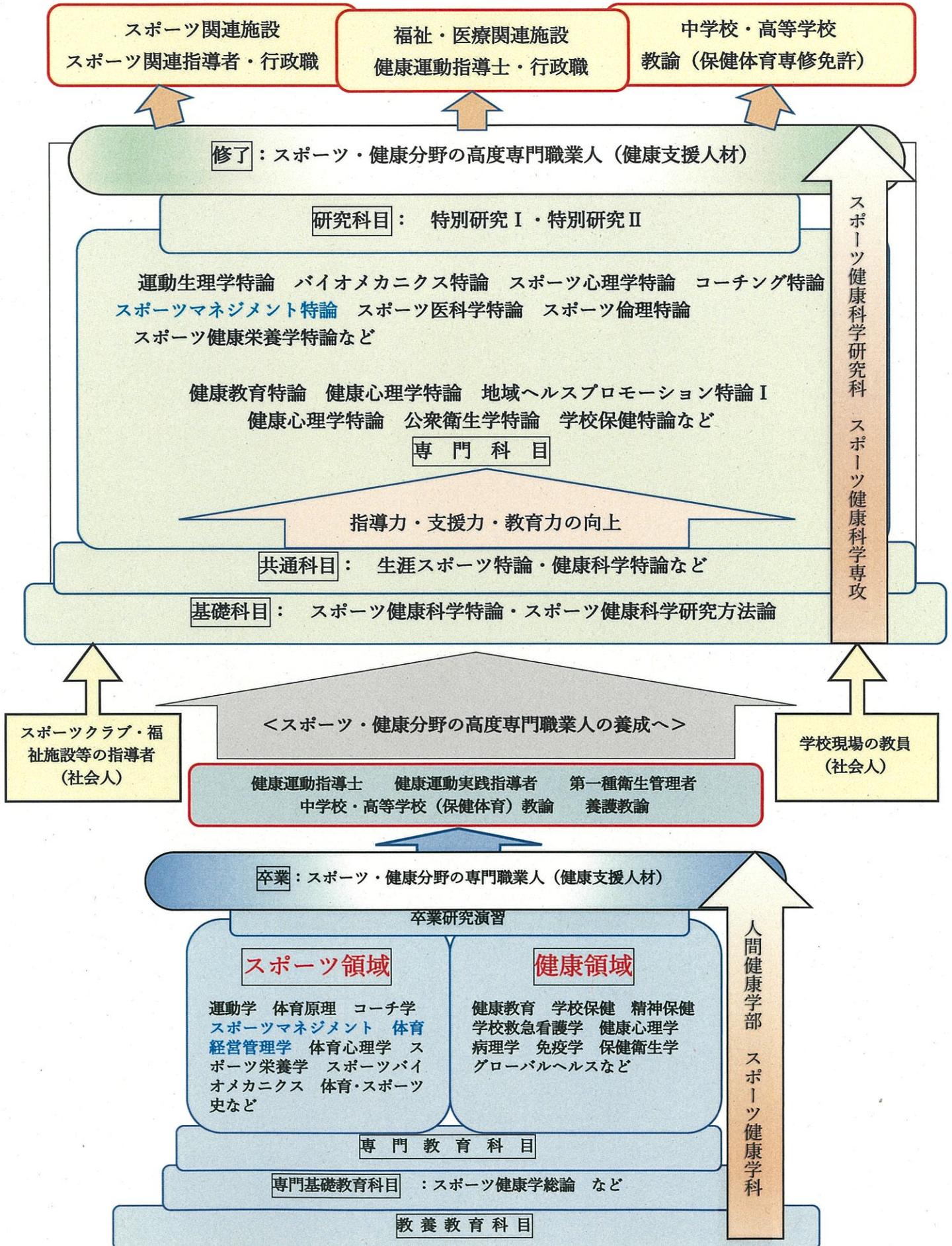
#### III 入学者受入方針 (AP)

スポーツ健康科学研究科修士課程の教育研究目的を理解して、本研究科修士課程への入学を希望する次のような学生に対して多様な入学者選抜方法を用いて受け入れる。

- (1) スポーツ・健康分野の基礎的な知識と論理的思考力、文献読解力を有している。
- (2) 地域社会に広く還元する意欲とコミュニケーション能力を有している。

資料 6

○ 学修成果に対応した修了後の進路等（概念図）

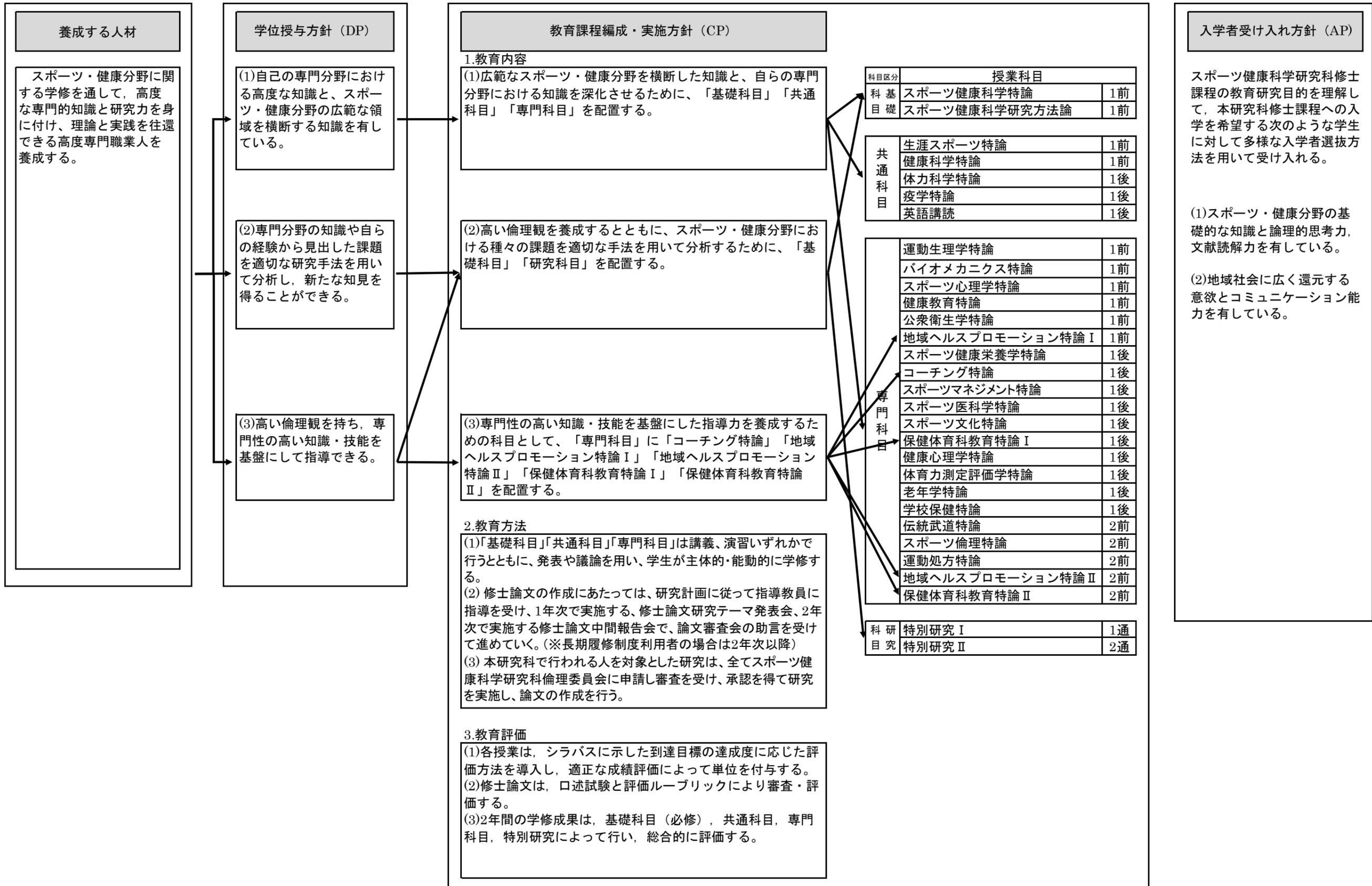


## ディプロマ・ポリシーと授業科目の対応表

養成する人材							
スポーツ・健康分野に関する学修を通して、高度な専門的知識と研究力を身に付け、理論と実践を往還できる高度専門職業人を養成する。							
ディプロマ・ポリシー(DP)(学位授与方針)							
1	自己の専門分野における高度な知識と、スポーツ・健康分野の広範な領域を横断する知識を有している。						
2	専門分野の知識や自らの経験から見出した課題を適切な研究手法を用いて分析し、新たな知見を得ることができる。						
3	高い倫理観を持ち、専門性の高い知識・技能を基盤にして指導できる。						
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		ディプロマ・ポリシー		
			必修	選択	DP1	DP2	DP3
基礎科目	スポーツ健康科学特論	1前	2		◎	○	◎
	スポーツ健康科学研究方法論	1前	2		◎	◎	◎
共通科目	生涯スポーツ特論	1前		2	◎	○	○
	健康科学特論	1前		2	◎	○	○
	体力科学特論	1後		2	◎	○	○
	疫学特論	1後		2	◎	◎	◎
	英語講読	1後		2	○	○	○
	運動生理学特論	1前		2	◎	○	○
専門科目	バイオメカニクス特論	1前		2	◎	○	○
	スポーツ心理学特論	1前		2	◎	○	○
	健康教育特論	1前		2	◎	○	○
	公衆衛生学特論	1前		2	◎	○	○
	地域ヘルスプロモーション特論Ⅰ	1前		2	◎	○	◎
	スポーツ健康栄養学特論	1後		2	◎	○	○
	コーチング特論	1後		2	◎	○	◎
	スポーツ医科学特論	1後		2	◎	○	○
	スポーツ文化特論	1後		2	◎	○	○
	スポーツマネジメント特論	1後		2	◎	○	○
	保健体育教育特論Ⅰ	1後		2	◎	○	◎
	健康心理学特論	1後		2	◎	○	○
	体力測定評価学特論	1後		2	◎	○	○
	老年学特論	1後		2	◎	○	○
	学校保健特論	1後		2	◎	○	○
	伝統武道特論	2前		2	◎	○	○
	スポーツ倫理特論	1後		2	◎	○	○
	運動処方論	2前		2	◎	○	○
	地域ヘルスプロモーション特論Ⅱ	2前		2	◎	○	◎
	保健体育科教育特論Ⅱ	2前		2	◎	○	◎
研究科目	特別研究Ⅰ	1通	4		◎	◎	◎
	特別研究Ⅱ	2通	4		◎	◎	◎

◎印は、授業科目がDPIに直結しており関係が強い。 ○印は、DPIに関する能力形成に関与している。

養成する人材像, ディプロマ・ポリシー, カリキュラム・ポリシー, アドミッション・ポリシーとの関連図



名桜大学大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻修士課程委員会規程(案)  
(令和6年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、名桜大学大学院学則(平成13年4月1日制定)第11条第2項に基づき、名桜大学大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻修士課程委員会(以下「修士課程委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 修士課程委員会は、スポーツ健康科学研究科の専任の教授をもって組織する。  
2 修士課程委員会が必要と認めたときは、専任の上級准教授、准教授及び助教を修士課程委員会の委員とすることができる。

(審議事項)

第3条 修士課程委員会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了に関すること。

(2) 学位の授与に関すること。

(3) 教育課程の編成に関すること。

(4) 大学院担当教員の教育研究業績審査に関すること。

(5) その他学長が必要とする教育研究に関する重要事項に関すること。

2 修士課程委員会は、前項に規定するもののほか、次の事項を審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるることができる。

(1) 履修方法に関すること。

(2) 学生の身分及び賞罰に関すること。

(3) 試験、成績判定及び論文審査に関すること。

(4) 研究科の点検及び評価に関すること。

(5) その他研究科に関すること。

(修士課程委員会の招集及び議長)

第4条 研究科長は修士課程委員会を招集し、その議長となる。

2 修士課程委員会は、原則として毎月1回定例会議を開くものとする。ただし、必要がある場合には臨時に会議を開くことができる。

3 研究科長は、修士課程委員会委員の3分の1以上の者から特定の事項を議題とする修士課程委員会開催の求めがある場合には、速やかに会議を開催しなければならない。

(議事)

第5条 研究会委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することはできない。

2 修士課程委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 第1項及び第2項の定めにかかわらず、人事及び学位授与に関する議事を審議する

場合は、修士課程委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は、出席者の3分の2以上の賛成を要する。

(意見の聴取)

第6条 修士課程委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(修士課程委員会の議事録)

第7条 修士課程委員会に、議事録をそなえ、会議の日時、場所、出席者及び議事の概要を整理記載する。

2 議事録は、会議毎に議長及び議長の指名する委員2人の署名を受けるものとする。

(庶務)

第8条 修士課程委員会の庶務は、教務課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、修士課程委員会の運営に関し、必要な事項は修士課程委員会が別に定める。

2 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

## 資料9-1

履修モデル1(標準:2年):スポーツ教育モデル

先進的な教育カリキュラム及び授業の開発・実践・評価が出来る、高度な専門性を有する保健体育の教員を養成する。

	1年				2年			
	前期		後期		前期		後期	
		単位		単位		単位		単位
科 基 目 礎	スポーツ健康科学特論	2						
	スポーツ健康科学研究方法論	2						
基礎科目(小計)		4						
共 通 科 目	生涯スポーツ特論	2	体力科学特論	2				
	健康科学特論	2						
共通科目(小計)		4		2		0		0
専 門 科 目	運動生理学特論	2						
	スポーツ心理学特論	2	健康教育特論	2				
			コーチング特論	2				
	公衆衛生学特論	2	スポーツ文化特論	2	保健体育科教育特論Ⅱ	2		
			保健体育科教育特論Ⅰ	2				
		学校保健特論	2					
専門科目(小計)		6		10		2		0
科 研 目 究	特別研究Ⅰ	-	特別研究Ⅰ	4	特別研究Ⅱ	-	特別研究Ⅱ	4
研究科目(小計)		-		4		-		4
履修単位数合計		14		16		2		4

※ 網掛:必修

※ 下線:専修免許指定科目

基礎科目

共通科目

専門科目

研究科目

単位総計

修了要件単位総計

## 資料9-2

履修モデル2(標準:2年):地域のスポーツ指導モデル

子どもから高齢者まで幅広い年齢層の参加者に対して、データを活用したプレイヤー主体の指導を  
実践し、スポーツを通じた地域振興に貢献できる人材を養成する。

	1年				2年			
	前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位
科 基 目 礎	スポーツ健康科学特論	2						
	スポーツ健康科学研究方法論	2						
基礎科目(小計)		4						
共 通 科 目	生涯スポーツ特論	2	体力科学特論	2				
	健康科学特論	2	疫学特論	2				
共通科目(小計)		4	4	0	0			
専 門 科 目	運動生理学特論	2	スポーツ健康栄養学特論	2	スポーツ倫理特論	2		
	スポーツ心理学特論	2	コーチング特論	2				
	バイオメカニクス特論	2	スポーツ医科学	2				
			スポーツ文化特論	2				
専門科目(小計)		6	8	2	0			
科 研 目 究	特別研究 I	-	特別研究 I	4	特別研究 II	-	特別研究 II	4
研究科目(小計)		-	4	-	4			
履修単位数合計		14	16	2	4			

※ 網掛:必修

※ 下線:専修免許指定科目

基礎科目

共通科目

専門科目

研究科目

単位総計

修了要件単位総計

### 資料9-3

履修モデル3(標準:2年):地域の健康支援モデル

子どもから高齢者までの健康課題に対応した健康プログラムの指導・開発ができる, 地域社会に貢献できる人材を養成する。

	1年				2年			
	前期	単位	後期	単位	前期	単位	後期	単位
科 基 目 礎	スポーツ健康科学特論	2						
	スポーツ健康科学研究方法論	2						
基礎科目(小計)		4						
共 通 科 目	健康科学特論	2	体力科学特論	2				
			疫学特論	2				
共通科目(小計)		2		4		0		0
専 門 科 目	健康教育特論	2	健康心理学特論	2	運動処方特論	2		
	地域ヘルスプロモーション特論Ⅰ	2	コーチング特論	2	地域ヘルスプロモーション特論Ⅱ	2		
			老年学特論	2				
			スポーツマネジメント特論	2				
			スポーツ医科学	2				
専門科目(小計)		4		10		4		0
科 研 目 究	特別研究Ⅰ	-	特別研究Ⅰ	4	特別研究Ⅱ	-	特別研究Ⅱ	4
研究科目(小計)		-		4		-		4
履修単位数合計		10		18		4		4

※ 網掛:必修

※ 下線:専修免許指定科目

基礎科目

共通科目

専門科目

研究科目

単位総計

修了要件単位総計

資料10-1

大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻修士課程の授業時間割表(大学院設置基準14条特例に基づく社会人を対象とした時間も割含む)(仮編成:令和4年度実績)

【前学期】月曜日～土曜日

講義室、演習室を学科と修士課程で共用する場合、授業の運用に支障があるかどうか、学科、課程の時間割を仮編成した。

※1. スポーツ健康学科においては、令和4年度時間割の実績とした。

※2. 平日の6限目、7限目及び土曜日の講義は、「大学院設置基準14条特例に基づく社会人」を対象とした時間である。

※3. ……白枠の授業科目は、スポーツ健康学科の授業科目を示す。

※4. ……網掛けの授業科目は、修士課程の授業科目を示す。

時限	教室	月曜日				火曜日				水曜日				木曜日				金曜日				土曜日				
		授業科目名	単位数	履修年次	担当教員	授業科目名	単位数	履修年次	担当教員	授業科目名	単位数	履修年次	担当教員	授業科目名	単位数	履修年次	担当教員	授業科目名	単位数	履修年次	担当教員	授業科目名	単位数	履修年次	担当教員	
1時限 (8:45～10:15)	講義室兼演習室 人101TR																									
	人201(48)	動作学演習	2	ス3	玉城将																					
	人202実験	動作学演習	2	ス3	玉城将																					
	人211会議室																									
	人301(120)																									
	人302(8)																									
	人303(8)																									
	人304(8)																									
	人305(8)																									
	人306(8)																									
	人307(48)																									
	人309実習																									
	人401(54)	パーソナル・インテグレーション(SA)	2	ス1	(非)マレーアダム																					
	人402学科	パーソナル・インテグレーション(SD)	2	ス1	(非)宇座徳祐																					
人403(54)																										
人404(120)																										
2時限 (10:30～12:00)	講義室兼演習室 人101TR	スポーツ健康科学特論	2	修1	オムニバス	スポーツ健康科学研究方法論	2	修1	オムニバス	生涯スポーツ特論	2	修1	平野貴也	健康科学特論	2	修1	高瀬幸一	医学一般	2	ス2	岡部麻里	特別研究 I	4	修1通	研究指導教員	
	人201(48)	インターンシップ I	2	ス2	山本、砂川					人体機能学	2	ス1	吉武裕	7カテゴリー I (ス1)	2	ス1	(非)蘭花佐和子	運動生理学特論	2	修1	奥本正					
	人202実験					体力・健康測定と評価	2	ス3	神谷義人									体育実技 I (フィットネス運動)	1	共1	(非)与那城亜紀子					
	人211会議室																									
	人301(120)					野外教育論	2	ス2	遠矢英恵	保健体育科教育法 I	2	ス3	濱本想子	養護概説	2	ス3	神田奈津子									
	人302(8)																									
	人303(8)																									
	人304(8)																									
	人305(8)																									
	人306(8)										健康教育特論	2	修1	金城昇	スポーツ倫理特論	2	修2	大峰光博	地域ヘルスプロモーション特論 I	2	修1	高瀬幸一				
	人307(48)	看護学 I	2	ス2	神崎園子					スポーツ心理学特論	2	修1	佐々木万丈	7カテゴリー I (ス4)	2	ス1	東恩納玲代	看護臨床実習 I	1	ス3	神崎園子					
	人309実習																		運動処方特論	2	修2	吉武裕				
	人401(54)																		バイオメカニクス特論	2	修1	玉城将				
	人402学科										公衆衛生学特論	2	修1	小川寿美子	地域ヘルスプロモーション特論 II	2	修2	高瀬幸一	保健体育科教育特論 II	2	修2	大峰、濱本、小賦				
人403(54)										体力・健康測定と評価	2	ス3	神谷義人	7カテゴリー I (ス3)	2	ス1	玉城将									
人404(120)										社会福祉概論	2	ス2	砂川恵子					保健衛生学	2	ス2	東恩納玲代	特別研究 II	4	修2通	研究指導教員	
3時限 (13:00～14:30)	講義室兼演習室 人101TR																									
	人201(48)	卒業研究演習 I	2	ス3	石橋千征																					
	人202実験	卒業研究演習 I	2	ス3	奥本正																					
	人211会議室	卒業研究演習 I	2	ス3	東恩納玲代																					
	人301(120)	卒業研究演習 I	2	ス3	大峰光博	救急処置	2	ス1	遠矢、岡部																	
	人302(8)																									
	人303(8)																									
	人304(8)																									
	人305(8)																									
	人306(8)	スポーツマネジメント特論	2	修1	大城英俊	特別研究 II	4	修2通	研究指導教員																	
	人307(48)	卒業研究演習 I	2	ス3	玉城将																					
	人309実習																									
	人401(54)	卒業研究演習 I	2	ス3	平野貴也																					
	人402学科																									
人403(54)	卒業研究演習 I	2	ス3	仲田好邦																						
人404(120)	スポーツ健康学総論	2	ス1	ス保健教員	スポーツ心理学演習	2	ス3	石橋千征																		

	月曜日					火曜日				水曜日				木曜日				金曜日				土曜日					
	教室	授業科目名	単位数	履修年次	担当教員	授業科目名	単位数	履修年次	担当教員	授業科目名	単位数	履修年次	担当教員	授業科目名	単位数	履修年次	担当教員	授業科目名	単位数	履修年次	担当教員	授業科目名	単位数	履修年次	担当教員		
4 時 限  ( 14:45 ~ 16:15 )	講義室兼演習室 人101TR																					専門演習	4	修1通	研究指導教員		
	人201(48)	卒業研究演習Ⅲ	2	ス4	石橋千征	レクリエーション実技	1	ス3	東恩納玲代																		
	人202実験	卒業研究演習Ⅲ	2	ス4	奥本正																						
	人211会議室	卒業研究演習Ⅲ	2	ス4	東恩納玲代																						
	人301(120)	卒業研究演習Ⅲ	2	ス4	大峰光博									保健体育科教育法Ⅱ	2	ス3	濱本想子										
	人302(8)																										
	人303(8)																										
	人304(8)																										
	人305(8)																										
	人306(8)	卒業研究演習Ⅲ	2	ス4	山本健司																						
	人307(48)	卒業研究演習Ⅲ	2	ス4	玉城将																						
	人309実習													健康相談活動の理論及び方法	2	ス3	神田奈津子										
人401(54)	卒業研究演習Ⅲ	2	ス4	平野貴也									健康相談活動の理論及び方法	2	ス3	神田奈津子											
人402学科																											
人403(54)	卒業研究演習Ⅲ	2	ス4	仲田好邦																							
人404(120)																											
5 時 限  ( 16:30 ~ 18:00 )	講義室兼演習室 人101TR																										
	人201(48)																										
	人202実験																										
	人211会議室																										
	人301(120)																										
	人302(8)																										
	人303(8)																										
	人304(8)																										
	人305(8)																										
	人306(8)	スポーツマネジメント特論	2	修1	大城英俊									スポーツ倫理特論	2	修2	大峰光博	地域ヘルスプロモーション特論Ⅰ	2	修1	高瀬幸一						
	人307(48)																										
	人309実習																										
人401(54)																											
人402学科																											
人403(54)																											
人404(120)																											
6 時 限  ( 18:15 ~ 19:45 )	講義室兼演習室 人101TR	スポーツ健康科学特論	2	修1	オムニバス	スポーツ健康科学研究方法論	2	修1	オムニバス	生涯スポーツ特論	2	修1	平野貴也	特別研究Ⅰ	4	修1通	研究指導教員										
	人201(48)																										
	人202実験																										
	人211会議室																										
	人301(120)	オムニバス				体育実技Ⅱ(オンライン) ジョギング&ウォーキング	1	共1	仲田好邦																		
	人302(8)																										
	人303(8)																										
	人304(8)																										
	人305(8)																										
	人306(8)	スポーツマネジメント特論	2	修1	大城英俊					健康教育特論	2	修1	金城昇														
	人307(48)									スポーツ心理学特論	2	修1	佐々木万丈														
	人309実習																										
人401(54)																											
人402学科									公衆衛生学特論	2	修1	小川寿美子															
人403(54)									伝統武道特論	2	修1	盧美成															
人404(120)									体育実技Ⅱ(オンライン) ジョギング&ウォーキング	1	共1	仲田好邦															
7 時 限  ( 20:00 ~ 21:30 )	講義室兼演習室 人101TR	スポーツ健康科学特論	2	修1	オムニバス	スポーツ健康科学研究方法論	2	修1	オムニバス	生涯スポーツ特論	2	修1	平野貴也	健康科学特論	2	修1	高瀬幸一	運動生理学特論	2	修1	奥本正						
	人201(48)																										
	人202実験																										
	人211会議室																										
	人301(120)																										
	人302(8)																										
	人303(8)																										
	人304(8)																										
	人305(8)																										
	人306(8)																										
	人307(48)									健康教育特論	2	修1	金城昇	スポーツ倫理特論	2	修2	大峰光博	地域ヘルスプロモーション特論Ⅰ	2	修1	高瀬幸一						
	人309実習									スポーツ心理学特論	2	修1	佐々木万丈														
人401(54)																											
人402学科																											
人403(54)									公衆衛生学特論	2	修1	小川寿美子	地域ヘルスプロモーション特論Ⅱ	2	修2	高瀬幸一	保健体育科教育特論Ⅱ	2	修2	大峰、濱本、小原							
人404(120)									伝統武道特論	2	修1	盧美成															



時間	教室	月曜日				火曜日				水曜日				木曜日				金曜日				土曜日			
		授業科目名	単位数	履修年次	担当教員	授業科目名	単位数	履修年次	担当教員	授業科目名	単位数	履修年次	担当教員	授業科目名	単位数	履修年次	担当教員	授業科目名	単位数	履修年次	担当教員	授業科目名	単位数	履修年次	担当教員
4 時 限  ( 14:45 5 16:15 )	講義室兼演習室					疫学・保健統計学特論	2	修1	高倉美, 本村純					老年学特論	2	修1	樋口京一	スポーツ文化特論	2	修1	大峰光博				
	人101TR																								
	人201(48)	卒業研究演習IV	2	ス4	石橋千征																				
	人202実験	卒業研究演習IV	2	ス4	奥本正																				
	人211会議室	卒業研究演習IV	2	ス4	東恩納玲代																				
	人301(120)	卒業研究演習IV	2	ス4	大峰光博	スポーツ栄養学	2	ス2	奥本正					スポーツ指導論	2	ス3	仲田好邦	保健体育科教育法Ⅲ	2	ス3	濱本想子				
	人302(8)																								
	人303(8)																								
	人304(8)																								
	人305(8)																								
	人306(8)	卒業研究演習IV	2	ス4	山本健司	スポーツマネジメント特論	2	修1	大城英俊					体力測定評価学特論	2	修1	吉武裕・東恩納玲代								
	人307(48)	卒業研究演習IV	2	ス4	玉城将	看護臨床実習Ⅱ	3	ス3	神崎園子					フィジカルアセスメント	2	看2	新城・大城凌・伊波	学校保健特論Ⅰ	2	修1	高倉美・神田奈津子				
	人309実習	3年次臨地実習学内演習		看3	看護学科教員	看護臨床実習Ⅱ	3	ス3	神崎園子					フィジカルアセスメント	2	看2	新城・大城凌・伊波								
	人401(54)	卒業研究演習IV	2	ス4	平野貴也																				
人402学科																									
人403(54)	卒業研究演習IV	2	ス4	仲田好邦	保健体育科教育法Ⅳ	2	ス3	濱本想子					微生物学	2	ス2	(非)和泉伸一	医学一般	2	ス2	岡部麻里					
人404(120)																									
5 時 限  ( 16:30 5 18:00 )	講義室兼演習室	体力科学特論	2	修1	吉武裕	特別研究	4	修2通	研究指導教員					老年学特論	2	修1	樋口京一	特別研究Ⅰ	4	修1通	研究指導教員				
	人101TR																								
	人201(48)																								
	人202実験																								
	人211会議室																								
	人301(120)					体育実技Ⅱ(ジョギング&ウォーキング)	1	共1	仲田好邦																
	人302(8)																								
	人303(8)																								
	人304(8)																								
	人305(8)																								
	人306(8)	スポーツ健康栄養学特論	2	修1	奥本正	スポーツマネジメント特論	2	修1	大城英俊					地域ヘルスプロモーション特論Ⅱ	2	修2	高瀬幸一・東恩納・神谷								
	人307(48)	3年次臨地実習学内演習		看3	看護学科教員									フィジカルアセスメント	2	看2	新城・大城凌・伊波								
	人309実習	3年次臨地実習学内演習		看3	看護学科教員					家族社会学	2	看1	(非)吉川秀樹	フィジカルアセスメント	2	看2	新城・大城凌・伊波								
	人401(54)	保健体育科教育特論Ⅰ	2	修1	濱本想子																				
人402学科																									
人403(54)																									
人404(120)																									
6 時 限  ( 18:15 5 19:45 )	講義室兼演習室	体力科学特論	2	修1	吉武裕	疫学・保健統計学特論	2	修1	高倉美, 本村純	健康心理学特論	2	修1	神谷・宮城政也	体力測定評価学特論	2	修1	吉武裕・東恩納玲代	学校保健特論Ⅰ	2	修1	高倉十神田				
	人101TR																								
	人201(48)																								
	人202実験																								
	人211会議室																								
	人301(120)																								
	人302(8)																								
	人303(8)																								
	人304(8)																								
	人305(8)																								
	人306(8)	スポーツ健康栄養学特論	2	修1	奥本正	スポーツ医学特論	2	修1	樋口京一	英語講読	2	修1	渡慶次正則	保健体育科教育特論Ⅱ	2	修2	大峰, 濱本想子, 小堀								
	人307(48)					スポーツマネジメント特論	2	修1	大城英俊	コーピング特論	2	修1	平野貴也												
	人309実習																								
	人401(54)	保健体育科教育特論Ⅰ	2	修1	濱本想子																				
人402学科																									
人403(54)																									
人404(120)																									
7 時 限  ( 20:00 5 21:30 )	講義室兼演習室	体力科学特論	2	修1	吉武裕	疫学・保健統計学特論	2	修1	高倉美, 本村純	健康心理学特論	2	修1	神谷・宮城政也	老年学特論	2	修1	樋口京一	学校保健特論Ⅰ	2	修1	高倉十神田				
	人101TR																								
	人201(48)																								
	人202実験																								
	人211会議室																								
	人301(120)																								
	人302(8)																								
	人303(8)																								
	人304(8)																								
	人305(8)																								
	人306(8)	スポーツ健康栄養学特論	2	修1	奥本正	スポーツ医学特論	2	修1	樋口京一	英語講読	2	修1	渡慶次正則	地域ヘルスプロモーション特論Ⅱ	2	修2	高瀬幸一								
	人307(48)																								
	人309実習																								
	人401(54)	保健体育科教育特論Ⅰ	2	修1	濱本想子																				
人402学科																									
人403(54)																									
人404(120)																									

名桜大学大学院スポーツ健康科学研究科長期履修規程（案）

（令和6年4月1日制定）

（趣旨）

第1条 この規程は、名桜大学大学院学則（平成13年4月1日制定）第14条第3項の規定に基づき、名桜大学大学院スポーツ健康科学研究科（以下「本研究科」という。）における長期履修の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

（長期履修学生）

第2条 職業を有している等の事情により、修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを申し出た学生で、本研究科委員会の議を経て学長が長期履修を認めた学生を長期履修学生として在学を認める。

2 学長は、長期履修を認めた場合は、当該学生に対し「長期履修学生証明書」を交付する。

（長期履修期間）

第3条 長期履修期間は、1年を単位とし、3年を超えてはならない。

（長期履修の要件）

第4条 長期履修は、職業を有している等の事情で授業科目の受講が著しく制限され、学生生活でも就業等の必要から学業専念が困難であると認められること、又はやむを得ない事情を有していることを要件とする。

（長期履修の申出）

第5条 長期履修希望の申出は、原則として入学手続時又は入学後1年以内に行うものとする。

（手続）

第6条 長期履修を希望する者は、次に掲げる書類を学長に提出するものとする。

- (1) 長期履修申請書（様式第1号）
- (2) 在職証明書（様式第2号）
- (3) その他必要な書類等

（履修期間の短縮）

第7条 長期履修を認められた学生が2年又は2年半で本研究科の修了要件を満たすと見込める場合、本研究科委員会の議を経て、学長はその学生の履修期間短縮及び修了を認めることができる。

（授業料）

第8条 長期履修学生が1年間に納入する授業料は、入学金を除き、学則に定める2年間に納入すべき総額を長期履修期間で除した額とする。

- 2 履修計画を超えて在学する場合は、長期履修学生でない学生が納入する授業料額を納入するものとする。
- 3 第7条によって修了が認められた学生は、長期履修学生として納入すべき3年間の授業料の未納分を修了する学期に完納しなければならない。

(履修)

第9条 長期履修学生は、履修計画及び研究計画に従い、計画的な履修を行わなければならない。

(補則)

第10条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

様式1号（第6条関係）

## 長期履修申請書

年 月 日

名 桜 大 学 長 殿

所 属 名桜大学大学院 スポーツ健康科学研究科

学生番号

氏 名

生年月日 年（昭和・平成 年） 月 日 生

下記の理由により、長期履修を希望しますので、ご承認をお願いします。

記

【長期履修を希望する理由】

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

## 在 職 証 明 書

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 西暦 \_\_\_\_\_ 年（昭和・平成 \_\_\_\_\_ 年） \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

職 名 \_\_\_\_\_

採用年月日 西暦 \_\_\_\_\_ 年（昭和・平成 \_\_\_\_\_ 年） \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

上記の者が、在職していることを証明します。

年 月 日

所 属 先 \_\_\_\_\_

所属長氏名 \_\_\_\_\_

資料10-3

長期履修モデル1(長期履修:3年):スポーツ教育モデル

先進的な教育カリキュラム及び授業の開発・実践・評価が出来る、高度な専門性を有する保健体育の教員を養成する。

	1年				2年				3年			
	前期	後期	単位	単位	前期	後期	単位	単位	前期	後期	単位	単位
科 基 目 礎	スポーツ健康科学特論		2									
	スポーツ健康科学研究方法論		2									
基礎科目(小計)			4		0		0		0		0	
共 通 科 目	生涯スポーツ特論	2		体力科学特論	2							
	健康科学特論	2										
共通科目(小計)			4		2		0		0		0	
専 門 科 目	運動生理学特論	2		健康教育特論	2		公衆衛生学特論	2				
	スポーツ心理学特論	2		コーチング特論	2		保健体育科教育特論Ⅱ	2				
				スポーツ文化特論	2							
				保健体育科教育特論Ⅰ	2							
				学校保健特論	2							
専門科目(小計)			4		10		4		0		0	
科 研 目 究					特別研究Ⅰ	-	特別研究Ⅰ	4	特別研究Ⅱ	-	特別研究Ⅱ	4
研究科目(小計)			0		0		0		4		0	
履修単位数合計			12		12		4		4		0	

※ 網掛:必修  
 ※ 下線:専修免許指定科目

基礎科目	4
共通科目	6
専門科目	18
研究科目	8
単位総計	36
修了要件単位総計	30

資料10-4

履修モデル2(長期履修:3年):地域のスポーツ指導モデル

子どもから高齢者まで幅広い年齢層の参加者に対して、データを活用したプレイヤー主体の指導を実践し、スポーツを通じた地域振興に貢献できる人材を養成する。

科目	1年		2年		3年	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
基礎科目	単位	単位	単位	単位	単位	単位
スポーツ健康科学特論	2					
スポーツ健康科学研究方法論	2					
基礎科目(小計)	4	0	0	0	0	0
共通科目	生涯スポーツ特論	体力科学特論				
	健康科学特論	疫学特論				
共通科目(小計)	4	4	0	0	0	0
専門科目	運動生理学特論	スポーツ健康栄養学特論	バイオメカニクス特論	コーチング特論		
		スポーツ医科学	スポーツ心理学特論	スポーツ文化特論		
			スポーツ倫理特論			
専門科目(小計)	2	4	6	4	0	0
科目			特別研究 I	-	特別研究 I	4
科目					特別研究 II	-
科目					特別研究 II	4
演習・研究科目(小計)	0	0			4	0
履修単位数合計	10	8	6	8	0	4

※ 網掛:必修  
 ※ 下線:専修免許指定科目

基礎科目	4
共通科目	8
専門科目	16
演習・研究科目	8
単位総計	36
修了要件単位総計	30

資料10-5

長期履修モデル3(長期履修:3年):地域の健康支援モデル

子どもから高齢者までの健康課題に対応した健康プログラムの指導・開発ができる、地域社会に貢献できる人材を養成する。

	1年		2年		2年		2年		2年	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
科目	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位
科 基 目 礎	スポーツ健康科学特論	2								
	スポーツ健康科学研究方法論	2								
基礎科目(小計)	4									
共 通 科 目	健康科学特論	2	体力科学特論	2						
			疫学特論	2						
					コーチング特論	2				
共通科目(小計)	2	4	0	2	0	0	0	0	0	
専 門 科 目	健康教育特論	2	健康心理学特論	2	運動処方特論	2	スポーツマネジメント特論	2		
	地域ヘルスプロモーション特論Ⅰ	2	老年学特論	2	地域ヘルスプロモーション特論Ⅱ	2				
			スポーツ医科学	2						
専門科目(小計)	4	6	4	2	0	0	0	0		
科 研 目 究			特別研究Ⅰ	-	特別研究Ⅰ	4	特別研究Ⅱ	-	特別研究Ⅱ	4
研究科目(小計)	0	0	0	4	0	4	0	4		
履修単位数合計	10	10	4	8	0	4	0	4		

※ 網掛:必修

※ 下線:専修免許指定科目

基礎科目

共通科目

専門科目

研究科目

単位総計

修了要件単位総計

## 資料 11-1

名桜大学大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻（修士課程）の学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項（案）

（令和 年 月 日 制定）

（趣旨）

第1条 この要項は、名桜大学大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻（修士課程）の学位論文（以下「論文」という。）の審査及び最終試験の実施に関し、必要な事項を定める。

（論文の提出）

第2条 論文を提出することができる者は、所定の授業科目について30単位以上を修得した者又は修得見込みの者とする。

2 論文の審査を受けようとする者は、学位論文審査願（様式第1号）に学位論文作成要領（別表）による論文正本1部、副本2部、計3部及び論文要旨（様式第2号）3部を添えて、12月27日までに指導教員を経て研究科長（修士課程）に提出しなければならない。

（審査方法）

第3条 研究科長（修士課程）は、受理した論文の審査を大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻（修士課程）（以下「研究科委員会」という。）に付託する。

2 研究科委員会は、論文の審査を付託されたときは、論文ごとに修士論文審査会を設置し、その審査に当たらせる。

3 修士論文審査会は、3人の審査委員をもって構成し、担当指導教員以外の研究指導教員1人を主査とし、副査は担当指導教員と他の研究指導教員を研究科委員会において選出する。

4 主査は、当該論文の審査及び最終試験を総括する。

（最終試験）

第4条 最終試験は、論文の審査終了後、修士論文審査会が論文を中心として口述試験によって行う。

（報告）

第5条 修士論文審査会は、論文の審査及び最終試験の結果を、学位論文審査及び最終試験の結果報告書（様式第3号）により、研究科長に報告する。

2 研究科長は、修士論文審査会の報告を研究科委員会に諮り、最終試験の可否を議決するとともにその審議結果を学長に報告する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

## 修士論文研究指導スケジュール(2年で修了する場合)

年次	セメスター	事 項			
		学生	指導教員・副指導教員 (論文審査会)	研究科委員会	
一 年 次	第一 セ メ ス タ ー	4月	・指導教員の決定 ・研究テーマの設定及び研究計画の立案	・オリエンテーション ・「特別研究Ⅰ」と通して、研究題目に関する領域の文献検索方法、研究方法等の指導	・学生の研究分野を確認する。
		5月			
		6月			
		7月			
		8月			
		9月			
	第二 セ メ ス タ ー	10月		・オリエンテーション ・研究の背景、文献検討、研究目的、研究デザイン、具体的研究方法、倫理的配慮等について指導する。	
		11月		・「特別研究Ⅰ」を通して、研究題目に関する領域の文献検索方法、研究方法等の指導	
		12月			
		1月		・研究計画の発表会における指導	
		2月	・研究テーマの設定及び研究計画の決定 ・修士論文研究テーマ発表会	・論文審査会を設置し、主査・副査の決定 ・研究計画書(案)の確認	・修士論文研究テーマ発表会の実施
		3月	・倫理審査申請	研究の背景、文献検討、研究目的、研究デザイン、具体的研究方法、倫理的配慮等について指導する。	・倫理審査の実施
二 年 次	第三 セ メ ス タ ー	4月	・研究計画書に基づき研究開始	・オリエンテーション ・「特別研究Ⅱ」を通して、データ収集、分析方法、結果の解釈、考察、文献引用、要約の作成等について指導する。	
		5月			
		6月			
		7月			
		8月	・中間発表 ・中間発表においてこれまでの研究成果を発表し、発表会での質疑、指摘等を踏まえ論文をまとめる。	・研究への助言や改善点の指摘等を行い、引き続き修士論文完成までの作業を継続する。	・中間発表会の開催
		9月			
	第四 セ メ ス タ ー	10月		・オリエンテーション ・論文の全体構成、資料・データ分析・整理法、文献検索等、論文作成まで指導	
		11月			
		12月	・修士論文と修士論文要旨を学位論文審査願により提出する		・修士論文及び学位論文審査願の受理
		1月	・論文審査会による修士論文審査及び最終試験	・論文の審査・最終試験の実施(論文審査会)	・受理した論文の審査を研究科委員会に付託し、論文審査会(主査1名、副査2名)を設置する。
				・審査した論文の内容について、問題点等の指摘・助言する(審査会)。	
		2月	・論文審査・最終試験での指摘事項を修正し、最終提出する。	・論文の審査及び最終試験の結果を研究科長に報告する(審査会)	・審査会の報告を受けて、最終試験の可否及び修士課程の修了について議決する。
3月			・修士課程の修了・学位の授与		

修士論文研究指導スケジュール(長期履修生:3年で修了する場合)

年次	セメスター	事項			
		学生	指導教員・副指導教員	研究科委員会	
一年目	第一セメスター	4月	・指導教員の決定 ・研究テーマの決定及び研究計画について立案	・オリエンテーション ・研究題目に関する領域の文献検索方法、研究方法等の指導	・学生の研究分野・領域を確認する。
		5月	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     1年目は、主として授業科目の履修を行う。                 </div>		
	9月				
	第二セメスター	10月			
		11月			
12月					
2月					
3月					
2年目は、補足的に授業科目を履修するとともに研究を開始する。					
二年目	第三セメスター	4月	・指導教員及び研究題目の再確認。 ・研究テーマの設定及び研究計画の立案	・オリエンテーション ・「特別研究Ⅰ」と通して、研究題目に関する領域の文献検索方法、研究方法等の指導	・学生の研究分野・領域を再確認する
		5月	・研究計画書提出		
		6月	・研究計画発表会		
		7月	・倫理審査申請書提出		
		8月			
	第四セメスター	10月		・オリエンテーション ・研究の背景、文献検討、研究目的、研究デザイン、具体的研究方法、倫理的配慮等について指導する。	
		11月		・「特別研究Ⅰ」を通して、研究題目に関する領域の文献検索方法、研究方法等の指導	
		12月			
		1月		・研究計画の発表会における指導	
		2月	・研究テーマの設定及び研究計画の決定 ・修士論文研究テーマ発表会	・論文審査会を設置し、主査・副査の決定 ・研究計画書(案)の確認	・修士論文研究テーマ発表会の実施
3月	・倫理審査申請	研究の背景、文献検討、研究目的、研究デザイン、具体的研究方法、倫理的配慮等について指導する。	・倫理審査の実施		
三年目	第五セメスター	4月	・研究計画書に基づき研究開始	・オリエンテーション ・「特別研究Ⅱ」を通して、データ収集、分析方法、結果の解釈、考察、文献引用、要約の作成等について指導する。	
		5月			
		6月			
		7月			
		8月	・中間発表	・研究への助言や改善点の指摘等を行い、引き続き修士論文完成までの作業を継続する。	・中間発表会の開催
	9月	・中間発表においてこれまでの研究成果を発表し、発表会での質疑、指摘等を踏まえ論文をまとめる。			
	第六セメスター	10月		・オリエンテーション ・論文の全体構成、資料・データ分析・整理法、文献検索等、論文作成まで指導	
		11月			
		12月	・修士論文と修士論文要旨を学位論文審査願により提出する		・修士論文及び学位論文審査願の受理
		1月	・論文審査会による修士論文審査及び最終試験	・論文の審査・最終試験の実施(論文審査会)	・受理した論文の審査を研究科委員会に付託し、論文審査会(主査1名、副査2名)を設置する。
2月		・論文審査・最終試験での指摘事項を修正し、最終提出する。	・審査した論文の内容について、問題点等の指摘・助言する(審査会)。 ・論文の審査及び最終試験の結果を研究科長に報告する(審査会)	・審査会の報告を受けて、最終試験の合否及び修士課程の修了について議決する。	
3月			・修士課程の修了・学位の授与		

名桜大学研究倫理に関する規程

(平成26年1月22日制定)

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人名桜大学（以下「大学」という。）における人間を対象とする研究に関し必要な事項を定めることにより、当該研究において、人間の尊厳と人権が尊重され、社会の理解を得た研究の実施を確保することを目的とする。

(対象)

第2条 この規程は、大学で行う研究分野における人間を対象とする研究を対象とする。

(業務の統括及び責務)

第3条 学長は、大学における人間を対象とする研究の適正な実施に関する業務を統括する。

2 学長は、人間を対象とする研究に関する法令、国の指針及びこの規程（次条第1項において「関係法令等」という。）に基づき、当該研究の適正な実施に関し、管理及び監督しなければならない。

(研究実施者の責務)

第4条 第2条の研究を実施しようとする者（以下「研究実施者」という。）は、各人の自覚に基づいた高い倫理性を保持するとともに、人間の尊厳及び人権を尊重し、関係法令等に従って研究を行わなければならない。

2 研究実施者は、被験者又は提供者から自由意思に基づく同意を受けること及び研究の対象となる者の個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

3 研究実施者は、予見し得る被験者又は提供者への危険性をできる限り排除するよう努めなければならない。

4 研究実施者は、被験者又は提供者が無条件に研究への参加を中止できることを確保し、参加しないことによる不利益が生じないようにしなければならない。

(人間を対象とする研究倫理審査委員会)

第5条 大学に人間を対象とする研究の適正な実施のため、人間を対象とする研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる業務を行う。

(1) 人間を対象とする研究の適正な実施に関し、大学の体制及び方針等について調査、審議すること。

(2) 必要に応じて、大学における人間を対象とする研究の実施に関し、あらかじめ意見を述べること。

(3) その他人間を対象とする研究の倫理に関すること。

(委員会の構成)

第6条 委員会は、次に掲げる委員で組織し、本学に所属しない者を複数含み、性別等の構成について配慮する。

(1) 副学長

- (2) 学群長・学部長
- (3) 各研究科長
- (4) 環太平洋地域文化研究所長
- (5) 第12条に規定する審査部会長
- (6) 事務局長
- (7) 学外有識者
- (8) その他学長が指名する者 若干人  
(委員長等)

第7条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員の中から指名する。
- 3 委員長は、委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。  
(委員会委員の任期)

第8条 第6条第7号並びに第6条第8号の委員の中で、本学に所属しない者の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
(研究倫理の審査)

第9条 研究等の実施計画及びその成果の公表予定の内容については、次の各号に掲げる事項に留意し、審査を行うものとする。

- (1) 研究の対象とする個人の人権の擁護
- (2) 研究の対象となる者に理解を求め、同意を得る方法
- (3) 生じる個人への利益及び不利益並びに危険性の予測
- (4) 判断能力の乏しい対象者への対処
- (5) 教育、学術及び社会への貢献度（公表の方法も含む）
- (6) 研究計画の危険性
- (7) その他倫理的配慮

(会議)

第10条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 審査の判定は、原則として出席委員全員の合意によるものとする。ただし、委員長が必要と認めたときは、3分の2以上の合意をもって判定することができる。
- 3 審査の判定は、次の各号に掲げる表示により行う。ただし、委員が申請者のときは当該審査の判定に加わることができない。

- (1) 承認
- (2) 但書き付承認
- (3) 条件付承認
- (4) 変更の勧告
- (5) 不承認
- (6) 非該当

(審査の付託)

第11条 委員長は、定例的な案件であり、各部局で判定することが適当と認めるものについては、第12条に規定する研究倫理審査部会において審査を行い、その結果を研究倫理審査部会は委員長に報告する。

2 委員長は、審査案件が次の各号のいずれかに該当する場合は、案件を研究倫理審査部会の迅速審査に付託し、報告を求めることができる。

(1) 人間を対象とする研究のうち、本学もしくは他の研究機関で倫理審査の承認を得ている研究

(2) その他委員長が迅速審査に該当すると判断した場合

3 委員長は迅速審査の結果をその審査を行った委員以外のすべての委員に報告しなければならない。

(研究倫理審査部会)

第12条 委員会は、必要に応じ研究倫理審査部会（以下「審査部会」という。）を置くものとする。

2 審査部会に関し必要な事項は、別に定める。

(研究計画書の申請)

第13条 研究実施者は、人間を対象とする研究を実施又は承認を受けた研究計画を変更する場合は、あらかじめ研究計画書を作成し、委員長に申請し、学長の承認を受けなければならない。

(承認の可否等)

第14条 学長は、第13条の申請があったときは、審査結果に基づき、当該申請の承認の可否を決定するものとする。

2 学長は、必要があると認めるときは、当該申請の内容の一部を変更して承認することができる。

3 学長は、当該申請の承認の可否について研究実施者へ通知するものとする。

(研究計画の変更又は中止、状況報告等)

第15条 研究実施者は、研究を終了（中止）したときは、学長に研究終了（中止）報告書（様式第1号その1又はその2）を提出しなければならない。

2 研究実施者は、毎年、学長に研究実施状況報告書（様式第2号その1又はその2）を提出しなければならない。

3 学長は、承認した研究計画に基づき行われている研究について、その適切性及び信頼性を確保するための調査を行わせることができる。

4 学長は、前項に規定する調査等の結果、承認した研究計画に違反して研究が行われていると認めた場合は、研究実施者に対し研究計画の変更若しくは研究の中止を命じるものとする。

(庶務)

第16条 委員会に関する庶務は、地域連携研究推進課が行う。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、委員会及び教育研究審議会の議を経て学長が行う。

附 則（平成26年1月22日）

この規則は、平成26年1月22日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年5月7日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年1月27日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年8月25日）

この規程は、令和3年8月25日から施行し、令和3年9月1日から適用する。

附 則（令和4年7月27日）

この規程は、令和4年7月27日から施行し、令和4年8月5日から適用する。

名桜大学大学院スポーツ健康科学研究科倫理委員会規程（案）

（令和6年4月1日制定）

（目的）

第1条 この規程は、名桜大学研究倫理に関する規程に基づき名桜大学大学院スポーツ健康科学研究科（以下「本研究科」という。）で行われる人間を対象とする研究（以下「研究」という。）に関し必要な事項を定めることにより、当該研究において、人間の尊厳と人権が尊重され、社会の理解を得た適切な研究の実施を確保することを目的とする。

（委員会の設置及び開催）

第2条 前条の目的を達成するため、名桜大学大学院スポーツ健康科学研究科倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、研究科長からの審査依頼をもって開催する。

（審議事項）

第3条 委員会は、第1条の目的に基づき、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究における倫理のあり方に関わる基本的事項について調査し、審議する。
- (2) 本研究科の学生から申請された研究等に関わる研究計画書の倫理上の審議を行う。

（審査）

第4条 委員会は、前条第2号について次のとおり学生の申請に基づき審査を行う。ただし、委員会が必要と認める時は、学生から申請のない場合でも審査の対象とする。

- (1) 審査対象  
本研究科の学生が実施する研究等とする。
- (2) 申請者  
申請者は、本研究科の学生とする。

（組織）

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員を持って構成する。

- (1) 研究科長
- (2) 各教育研究領域主任
- (3) 研究科長が特に必要と認める者若干人

（任期）

第6条 委員の任期は、当該職にある期間とする。ただし、第3号に掲げる委員の任期については、1年とする。

2 委員に欠員が生じた場合は、これを補充しその任期は前任者の残任期間とする。

（委員長）

第7条 委員会に委員長を置き、委員長は研究科長とする。

2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会が必要と認めた場合は、申請者又は第三者を出席させ、申請の内容についての説明又は意見を聴くことができる。

5 委員会の議事については、記録を作成し、保存するものとする。

(公表)

第9条 前条第5項の記録は、委員会が特に必要であると認めるときは、公表することができる。この場合においては、プライバシーの保護に十分留意するほか、審議記録のうち申請のあった研究に関わる部分については、その学生の同意を得るものとする。

(報告義務)

第10条 審査を経た研究を中止したときは、申請者は速やかに委員会に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、スポーツ健康科学研究科委員会の議を経て、研究科長が行う。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、倫理に関し必要な事項は、スポーツ健康科学研究科委員会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(別紙様式第1号)

研究倫理審査申請書

年 月 日提出

名城大学大学院

スポーツ健康科学研究科長 殿

スポーツ健康科学研究科

学生番号

氏 名

印

申請承認者(指導教員)

職 名

氏 名

印

\*申請受付番号 \_\_\_\_\_

1 審査対象	研究実施計画
2 研究課題名	
3 研究の目的	(研究目的に至るまでの経緯、研究の背景を含めて記載すること)
4 研究予定期間	(データ収集期間を含む研究終了までの時間) 年 月から 年 月
5 研究等の概要	(研究データ収集に要する手続き等の研究方法を含める)

6 研究等の対象及び実施場所

(対象者数や対象者の条件、予定している施設の条件等を記載する。施設名は入れない。)

7 研究等における倫理的・社会的観点の配慮について

(1) 研究の対象となる個人の人権の擁護

(2) 研究の対象となる者に理解を求め、同意を得る方法

(対象者への説明と同意をどのように行うのかを記載する)

(3) 研究によって生ずる当該個人への不利益および危険性の予測

(4) その他(判断能力の乏しい対象者への対処など)

(5) 研究の教育、学術、社会への貢献度(公表の方法も含む)

8 本研究計画の危険性等について (該当するものに○を記入すること)

(1) 研究対象者に対して最小限の危険 (日常生活や日常的な医学検査で被る身体的、心理的、社会的危害の可能性の限界を超えない危険であって、社会的に許容される種類のものをいう) を超える危険を含まない研究計画

(2) (1) 以外の研究計画

(3) ヒトゲノム・遺伝子解析に関する研究

- 注意事項 1. 審査対象となる関連書類 (研究計画書、依頼文、同意書、調査用紙、質問紙、インタビューガイドなど) 写しを添付すること
2. \*欄は記載しないこと
  3. 記載については適宜、欄を広げてかまわない

○ 基礎となる学士課程と修士課程の関係

スポーツ・健康分野の高度専門職業人（健康支援人材の養成）

大学院スポーツ健康科学研究科

学位： 修士（スポーツ健康科学）

修了

論文審査・最終試験

- ・知見の新規性
- ・知見の社会的価値

修士論文の作成

研究科目 特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ

専門科目

運動生理学特論 スポーツ心理学特論 バイオメカニクス特論 スポーツ健康栄養学特論 コーチング特論 スポーツマネジメント特論 スポーツ医科学特論 スポーツ倫理特論 スポーツ文化特論 保健体育科教育特論Ⅰ 保健体育科教育特論Ⅱ 伝統武道特論 健康教育特論 地域ヘルスプロモーション特論Ⅰ 健康心理学特論 体力測定評価学特論 老年学特論 運動処方特論 地域ヘルスプロモーション特論Ⅱ 公衆衛生学特論

共通科目

生涯スポーツ特論 健康科学特論 体力科学特論 疫学特論 英語講読

基礎科目

スポーツ健康科学特論 スポーツ健康科学研究方法特論

※下線付き科目は、必修科目を示す。

スポーツ・健康分野の専門職業人（健康支援人材の養成）

人間健康学部スポーツ健康学科

学位： 学士（スポーツ健康学）

専門教育科目

スポーツ領域

運動学 体育原理 体育心理学 スポーツ栄養学  
 体育社会学 安全管理及び方法 コーチ学  
 野外教育論 トレーニング論 体育経営管理学  
 スポーツバイオメカニクス 動作学演習  
 球技論 スポーツ心理学演習 体育・スポーツ史  
 スポーツ指導論 生理学・運動生理学演習  
 コーチング演習 スポーツマネジメント 運動処方論  
 スポーツ障害と予防 トレーニング論演習 空手古武道概論  
 海洋スポーツ演習など

健康領域

卒業研究演習Ⅰ  
 卒業研究演習Ⅱ  
 卒業研究演習Ⅲ  
 卒業研究演習Ⅳ

健康教育 学校保健 精神保健 養護概説  
 看護学Ⅰ 看護学Ⅱ 学校救急看護学  
 健康相談活動の理論及び方法 医学一般Ⅱ  
 病理学 免疫学 微生物学 薬理概論  
 健康心理学 心の健康 保健衛生学 労働衛生学概論  
 労働法規Ⅰ 労働法規Ⅱ 介護概論 児童福祉  
 社会福祉援助技術 海洋スポーツ演習 グローバルヘルス  
 障害者・高齢者福祉 安全衛生論及び方法論  
 地域ウエルネスプロジェクト  
 健康産業施設等現場実習 など

実技科目

体づくり運動 器械運動 陸上競技 水泳 バasketボール ハンドボール サッカー  
 バレーボール 卓球 ソフトボール 柔道 剣道 空手 舞踊 琉球舞踊 エアロビクス  
 ゴルフ ウインドサーフィン スクーバダイビング スキースノーボード テーピングマッサージ

専門基礎教育科目

スポーツ健康学総論 スポーツ健康演習 ウエルネス概論 発育発達学 救急処置 生涯スポーツ論 人体機能学 社会福祉概論 医学一般Ⅰ 解剖学 生理学・運動生理学 衛生学・公衆衛生学 栄養学

- ・この図では、大学院の授業科目と関係の深い科目を中心に取り上げている。 ・下線付き科目は、必修科目を示す。
- ・スポーツ健康学科では、人間の「こころ」と「からだ」を科学的に研究し、人格の尊重、生命の尊厳を指導できる資質を備えた「健康支援人材」を養成する。

## 人間健康学部スポーツ健康学科における一種免許状（保健体育）取得に係る履修要件及び開設科目

履修要件：①基礎資格として、学士の学位を有すること。②本研究科においては、「未取得者の既修得科目」欄の「○印」は修得済み（又は読み替え可能な科目）を示し、既に取得済として扱う。「△印」「×印」は、未修得の科目を示すが、その場合は、大学院指導教員の面談・許可を経て学部の科目等履修生として履修可（26単位）とすることとした。

## ① 教育の基礎的理解に関する科目等

科目区分	学部学科における開設科目	未取得者の既取得科目	履修許可	備考
教育の基礎的理解に関する科目	教育原理、教育制度論、教育心理学、特別支援教育、教育課程論（各2単位）	△	○	科目等履修生として履修する。 （17単位）
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、道徳教育の理論と方法、教育方法（ICTの活用を含む。）、生徒指導の理論及び方法、教育相談、進路指導論（各2単位）			
教育実践に関する科目	中学校教育実習事前指導（1）、中学校教育実習（4）、教職実践演習〔中・高〕（2）	×	○	

※「未取得者の既取得科目」欄の「△」印は、「学部学科における授業科目」欄の12科目の内、未修得科目について10単位の範囲で履修を認めることとした。

## ② 教科及び教科の指導法に関する科目

科目区分	学部学科における開設科目	未取得者の既取得科目	履修許可	備考
教科に関する専門的事項				科目等履修生として履修する。 （8単位）
体育実技	体づくり運動、器械運動、陸上競技、水泳、バスケットボール、サッカー、ハンドボール、バレーボール、卓球、ソフトボール、空手、柔道、剣道、舞踊、琉球舞踊、スキー・スノーボード、ウィンドサーフィン（各2単位）	○	—	
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）	運動学、体育原理、体育心理学、体育社会学、体育・スポーツ史、野外教育論（各2単位）	○	—	
生理学（運動生理学を含む。）	生理学・運動生理学（各2単位）	○	—	
衛生学・公衆衛生学	衛生学・公衆衛生学（各2単位）	○	—	
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	救急処置、学校保健、精神保健（各2単位）	○	—	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	学校保健体育科教育Ⅰ、学校保健体育科教育Ⅱ、学校保健体育科教育Ⅲ、学校保健体育科教育Ⅳ（※中学校・高校）（各2単位）	×	○	

## ③ 大学が独自に設定する科目

科目区分	学部学科における開設科目	未取得者の既取得科目	履修許可	備考
大学が独自に設定する科目	介護体験（事前・事後指導）（1） ※ 中学校一種免許の場合のみ	×	○	科目等履修生として履修する。 （1単位）

## ④ その他の指定科目

科目区分	学部学科における開設科目	未取得者の既取得科目	履修許可	備考
日本国憲法	憲法	○	—	科目等履修生として履修不要。 （0単位）
体育	体育実技Ⅰ、体育実技Ⅱ	○	—	
外国語コミュニケーション	イングリッシュ・コミュニケーション	○	—	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	コンピュータ・リテラシー	○	—	

資料14-1

履修モデル1(標準:2年):スポーツ教育モデル(一種免許状未修得モデル)

先進的な教育カリキュラム及び授業の開発・実践・評価が出来る、高度な専門性を有する保健体育の教員を養成する。

	1年				2年				
	前期		後期		前期		後期		
		単位		単位		単位		単位	
科目等履修生	X科目1	2			○教育実習事前指導	1	○中学校教育実習	4	
	X科目2	2			X科目3	2	○教職実践演習[中・高]	2	
					X科目4	2			
					X科目5	2			
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)			○保健体育科教育法Ⅰ	2	○保健体育科教育法Ⅰ	2		
				○保健体育科教育法Ⅱ	2	○保健体育科教育法Ⅱ	2		
	大学が独自に設定する科目					○介護等体験[事前・事後指導]	1		
	教職履修単位数合計		4		4		12		6
大学院スポーツ健康科学研究科	科基礎	スポーツ健康科学特論	2						
		スポーツ健康科学研究方法論	2						
	基礎科目(小計)		4		0		0		0
	共通科目	生涯スポーツ特論	2	体力科学特論	2				
		健康科学特論	2						
	共通科目(小計)		4		2		0		0
	専門科目	スポーツ心理学特論	2						
		運動生理学特論	2	健康教育特論	2				
				コーチング特論	2				
		公衆衛生学特論	2	スポーツ文化特論	2	保健体育科教育特論Ⅱ	2		
				保健体育科教育特論Ⅰ	2				
			学校保健特論	2					
	専門科目(小計)		6		10		2		0
研究目録	特別研究Ⅰ	-	特別研究Ⅰ	4	特別研究Ⅱ	-	特別研究Ⅱ	4	
研究科目(小計)		-		4		-		4	
履修単位数合計		14		16		2		4	

※ 網掛:必修  
 ※ 下線:専修免許指定科目

基礎科目

共通科目

専門科目

演習・研究科目

教職科目単位数

単位総計

教職科目+大学院科目単位数合計

修了要件単位総計

備考

※上記の科目等履修生の「教育の基礎的理解に関する科目等」の科目については、「X科目n」として表記した。「n」は、教育原理、教育制度論、教育心理学、特別支援教育、教育課程論、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、道德教育の理論と方法、教育方法(ICTの活用を含む。)、生徒指導の理論及び方法、教育相談、進路指導論を示し、学生は未取得の科目について適宜履修する。

資料14-2

長期履修モデル2(長期履修:3年)・スポーツ教育モデル(一種免許状未取得者モデル)

先進的な教育カリキュラム及び授業の開発・実践・評価が出来る、高度な専門性を有する保健体育の教員を養成する。

	1年				2年				3年				
	前期		後期		前期		後期		前期		後期		
	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位			
科目等履修生	X科目1	2	X科目2	2	X科目3	2	○教育実習事前指導	1	○中学校教育実習	4	○教職実務講習(中・重)	2	
							X科目4	2					
							X科目5	2					
	教育の基礎的理解に関する科目等(X科目n)												
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む)				○保健体育科教育法Ⅰ	2	○保健体育科教育法Ⅲ	2					
					○保健体育科教育法Ⅱ	2	○保健体育科教育法Ⅳ	2					
	大学が独自に設定する科目						○介護等体験(事前・事後指導)	1					
	教職履修単位数合計	2	2		6		10		4		2		
	大学院スポーツ健康科学研究科	科目基礎	スポーツ健康科学特論	2									
			スポーツ健康科学研究方法論	2									
基礎科目(小計)		4	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
共通科目		生涯スポーツ特論	2	体力科学特論	2								
		健康科学特論	2										
共通科目(小計)		4	2	0	0	0	0	0	0	0	0		
専門科目		運動生理学特論	2	健康教育特論	2	公衆衛生学特論	2						
		スポーツ心理学特論	2	コーチング特論	2	保健体育科教育特論Ⅰ	2						
				スポーツ文化特論	2								
				保健体育科教育特論Ⅱ	2								
				学校保健特論	2								
専門科目(小計)		4	10	4	0	0	0	0	0	0	0		
科目研究				特別研究Ⅰ	二	特別研究Ⅰ	4	特別研究Ⅱ	二	特別研究Ⅱ	4		
研究科目(小計)		0	0	0	0	4	0	4	0	4	4		
大学院履修単位数合計	12	12	4	4	4	0	4	0	4	4			
教職科目+大学院科目単位数合計	14	14	10	14	14	4	14	4	6	6			

※ 細掛・必修  
 ※ 下線:専修免許指定科目

基礎科目 4

共通科目 6

専門科目 18

研究科目 8

教職科目単位数 26

単位総計 36

教職科目+大学院科目単位数合計 62

修了要件単位総計 30

備考

※上記の科目等履修生の「教育の基礎的理解に関する科目等」の科目については、「X科目n」として表記した。「n」は、教育原理、教育制度論、教育心理学、特別支援教育、教育課程論、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、道德教育の理論と方法、教育方法(ICTの活用を含む。)、生徒指導の理論及び方法、教育相談、進路指導論を示し、学生は未取得の科目について適宜履修する。

公立大学法人名桜大学特任教職員規程

(平成22年4月1日制定)

(定義)

第1条 この規程で、「特任教職員」とは、本法人及びそれ以外の職場で定年となった者で、本法人に採用される教員及び職員をいう。

2 特任教職員のうち、教員にあつては「特任教員」、事務職員にあつては「特任職員」という。

(任用目的)

第2条 特任教職員は、本法人における教育研究活動の活性化及び円滑な大学運営を図るため任用する。

(任用)

第3条 特任教職員の任用は、定年に達した者で法人の余人を持って代え難く、本法人の運営上、特に必要と認められる者について理事長が行う。

2 前項の「法人の余人を持って代え難く、本法人の運営上、特に必要と認められる者」としての特任教員とは、新学部・学科等の新設に不可欠の者、または、定年退職に伴い公募を行ったが採用者がいなかった場合をいう。

3 学長は、特任教員の任用に当たっては、教授会の議を経て理事長に推薦するものとする。

4 特任教員の任用は、教授、准教授、講師として任用する。

(任用期間)

第4条 前条第1項の規定により任用される期間は、1年とし、更新を妨げない。ただし、特任教員にあつては70歳、特任職員にあつては65歳を超えて更新することはできない。

2 前項の規定に拘らず、新学部学科等の新設、教員免許申請等と関連する場合等、大学運営で引き続き任用を必要とし、かつ、理事長が認めた場合はこの限りではない。

(退任)

第5条 特任教職員が前条の年齢に達したときは、その年度末をもって退任する。

(給与)

第6条 特任教職員の給与は、下記のとおりとする。

(1) 特任教員の俸給月額は、300,000円とする。

(2) 特任職員の俸給月額は、250,000円とする。

(3) 諸手当については、専任職員に準ずる。

(部局長等)

第7条 前条第1号及び第2号の規定にかかわらず、特任教職員で学群長、学部長、附属図書館長、総合研究所長、研究科長及び事務局長となる者の俸給月額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 学群長、学部長の俸給月額は、400,000円とする。

(2) 附属図書館長、総合研究所長、研究科長の俸給月額は、330,000円とす

る。

(3) 事務局長の俸給月額は、330,000円とする。

(退職手当)

第8条 特任教職員の退職手当については、公立大学法人名桜大学就業規則第36条の規定を準用する。

(規則の適用)

第9条 特任教職員には、法人の定める就業規則その他の規定を準用する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月21日から施行する。

教員配置の将来構想

(スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻 M)

講義及び研究指導 ●→ 科目担当 ●.....→

調書 番号	専任等 区分	職位	氏名/保有学位/研究分野等/生年 月日	学年進行期間		将来計画										
				1年目 令和6年 2024年	2年目 令和7年 2025年	3年目 令和8年 2026年	4年目 令和9年 2027年	5年目 令和10年 2028年	6年目 令和11年 2029年	7年目 令和12年 2030年	8年目 令和13年 2031年	9年目 令和14年 2032年	10年目 令和15年 2033年			
1	専	教授	奥本 正(おくもと ただし) 博士(体育科学)/スポーツ栄養, 運動生化学/(1967/6/1)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2	専	教授	高瀬 幸一(たかせ こういち) 修士(コーチ学)/運動生理学, 健康づくり, バイオメカニクス/ (1967/12/7)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3	専	教授	平野 貴也(ひらの たかや) 博士(スポーツ健康科学)/生涯スポーツ, スポーツコーチング, スポーツイベント, (1969/9/23)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
4	専	教授	小川 寿美子(おがわ すみこ) 博士(人間科学)/公衆衛生学, 疫学, 国際保健学, 国際ボランティア学, 女性移民学/(1965/10/28)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
5	専	教授	吉武 裕(よしたけ ゆたか) 医学博士/体育学/体力科学、運動処方、応用健康科学、応用健康科学、スポーツ科学、身体教育学/ (1953/4/5)	●	●	※										
6	専	教授	樋口 京一(ひぐち けいいち) 医学博士/老年学, 実験病理学, 実験病理学, 生物系, 実験動物学, スポーツ医科学/(1955/7/20)	●	●	●	※									
7	専	教授	金城 昇(きんじょう のぼる) 体育学修士/健康科学, 栄養学, ライフサイエンス/(1953/1/18)	●	●	※										
8	専	教授	高倉 実(たかくら みる) 博士(医学)/疫学, 学校保健学, 衛生学, 公衆衛生学, 栄養学, 健康科学, 人文・社会, こども学, 保育学/(1959/9/1/22)	●	●	●	●	●	●	●	※					
9	専	准教授	大峰 光博(おおみね みつはる) 博士(スポーツ科学)/スポーツ哲学/ (1981/4/21)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
10	専	准教授	玉城 将(たまき しょう) 博士(工学)/スポーツ工学, スポーツバイオメカニクス, 運動学/ (1984/7/29)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
11	専	准教授	小賦 肇(おぶ はじめ) 修士(体育学)/コーチ学, スポーツバイオメカニクス/(1967/9/28)	●.....	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

## 教員配置の将来構想

(スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻 M)

講義及び研究指導 ●→ 科目担当 ●.....▶

				学年進行期間		将来計画									
調書 番号	専任等 区分	職位	氏名/保有学位/研究分野等/生年 月日	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目		
				令和6年 2024年	令和7年 2025年	令和8年 2026年	令和9年 2027年	令和10年 2028年	令和11年 2029年	令和12年 2030年	令和13年 2031年	令和14年 2032年	令和15年 2033年		
12	専	講師	神田 奈津子 (かみだ なつこ) 教職修士(専門職)/養護教諭養成, 養護実践, 学校保健/ (1973/8/20)	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59		
13	専	助教	濱本 想子 (はまもと あいこ) 博士(教育学)/体育科教育学, 保健 科教育学, 教師教育, 剣道/ (1992/9/3)	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40		
14	専	教授、上 級准教授 又は准教 授	〈令和8年4月〉 A/50代/「体力科学」「運動処 方」を担当できる教授、上級准 教授又は准教授 ※学外から後任補充												
15	専	教授、上 級准教授 又は准教 授	〈令和8年4月〉 B/40代/「健康科学」を担当でき る教授、上級准教授又は准教授 ※学外から後任補充												
16	専	教授、上 級准教授 又は准教 授	〈令和9年4月〉 C/50代/「スポーツ医科学」「老 年学」を担当できる教授、上級 准教授又は准教授 ※学外から後任補充												
17	専	教授、上 級准教授 又は准教 授	〈令和7年4月〉 D/40代/「疫学」を担当できる教 授、上級准教授又は准教授 ※学外から後任補充												

※任期を迎える特任教員4人は、完成年度までは確実に在任し（公立大学法人名桜大学特任教員規程第3条第2項）、それ以降も延長することが可能である。

- |                     |                                   |
|---------------------|-----------------------------------|
| 65歳以下               | ⇨ 公立大学法人名桜大学 就業規則による採用            |
| 65～70歳（1年更新）        | ⇨ 公立大学法人名桜大学 特任教職員規程第3条及び第4条による採用 |
| 71歳以上（1年更新・3年目まで特例） | ⇨ 公立大学法人名桜大学 特任教職員規程第3条及び第4条による採用 |

## 名桜大学における令和4年度サバティカル制度実施要綱

## 1. サバティカルの定義

公立大学法人名桜大学に勤務する専任教員の教育及び研究等の能力を向上させることを目的として、教育、校務及び地域連携活動に係る職務の全部又は一部を一定期間免除し、①国内の教育研究機関等における自らの研究、②学内施設を利用しつつ研究、論文・著書等の執筆に専念させるために「サバティカル制度」を実施する。

なお、サバティカルは、国内研究機関等で実施する（Ⅰ型：研究発展型）と学内施設等で研究、論文・著書の執筆を行う（Ⅱ型：研究集約型）の2種類の方法で行う。

実施時期は、国際学群、人間健康学部及びリベラルアーツ機構等のカリキュラム運営に支障が生じない長期休暇期間（夏季・春季）とする。

## 2. 資格

(1) 教員（原則として任期無し。特任教員は除く。）は、教員として採用された日から継続して5年以上勤務した場合、「サバティカル制度」を利用することができる。

(2) 公立大学法人名桜大学就業規則第27条及び公立大学法人名桜大学特別調整額支給規程に定める特別調整額が支給されている者は、「サバティカル制度」の利用資格を有しない。ただし、所属部門（学系又は学科等）の審議を経て、所属部門長の推薦を得た者は、「サバティカル制度」の利用資格を有する者として扱う。

## 3. 予算

300,000円×6名=1,800,000円

学外機関等への交通費、または研究に必要と認められる場合は、30万円を上限として付与することができる。ただし、通常備えていると考えられるPC等の備品に関する支出は認められない。

また、消耗品等の購入は、原則として請求書払いとし、サバティカル期間終了の一か月前までとする。期間終了直前の執行とならないように十分に注意すること。

## 4. 申請期限

令和4年4月18日（月）

3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
募集開始	申請期限	準備期間			サバティカル実施期間 ◎夏季休業期間			準備期間			サバティカル実施期間 ◎春季休業期間		

## 5. 手続き

所属部門の長（学群、学部、機構）が、サバティカル制度申請候補者を決定し、申請候補者が、申請書（別紙様式第1号）、研究活動計画書（別紙様式第2号）及び推薦書（別紙様式第3号）を学長に提出する。企画戦略会議及び教育研究審議会において審議の上、サバティカル制度利用者を決定する。

## 6. 選考基準

サバティカル申請者が複数の場合は、以下の基準を参考に選考を行う。

- (1) 申請書提出年度の個人調書、研究教育業績書の内容
- (2) 在職期間
- (3) その他の申請書の内容に応じて判断する。

## 7. 制限

- (1) 選定人数は、夏季、春季合わせて6名程度とする。（国際学群3名、人間健康学部2名、リベラルアーツ機構から1名）

## 8. 給与

理事長は、サバティカル期間中の教員に対し、通常の労働したものとみなし、「公立大学法人名桜大学就業規則」に定める基本給及び諸手当（ただし、通勤手当は除く場合がある）を支払う。

## 9. 職務の免除

サバティカル期間中の職務は、免除できる。ただし、所属機関との調整により、一部の職務を担当することができる。

## 10. 義務

サバティカル期間終了後における義務は、次のとおりとする。

- (1) サバティカル終了後、直ちに通常の職務に復帰すること。
- (2) 復帰後、1ヵ月以内にサバティカル実績報告書（様式第4号）を提出する。
- (3) 復帰後、2年以内に学術論文等に研究成果を発表し、その内容を学長へ報告する。

## 11. 庶務

サバティカル制度の運用については、総務企画部において処理する。

## 12. 運用の決裁

サバティカル制度の運用については、企画戦略会議、教育研究審議会の議を経て理事長の決裁により実施する。

## 令和 4 年度 コンプライアンス教育研修・研究倫理教育研修

コンプライアンス教育月間：令和 4 年 5 月 30 日（月）～令和 4 年 6 月 30 日（木）

**100% ( 223 人/223 人 )**

※誓約書提出済み、理解度テスト解答済みの方をカウントしています。

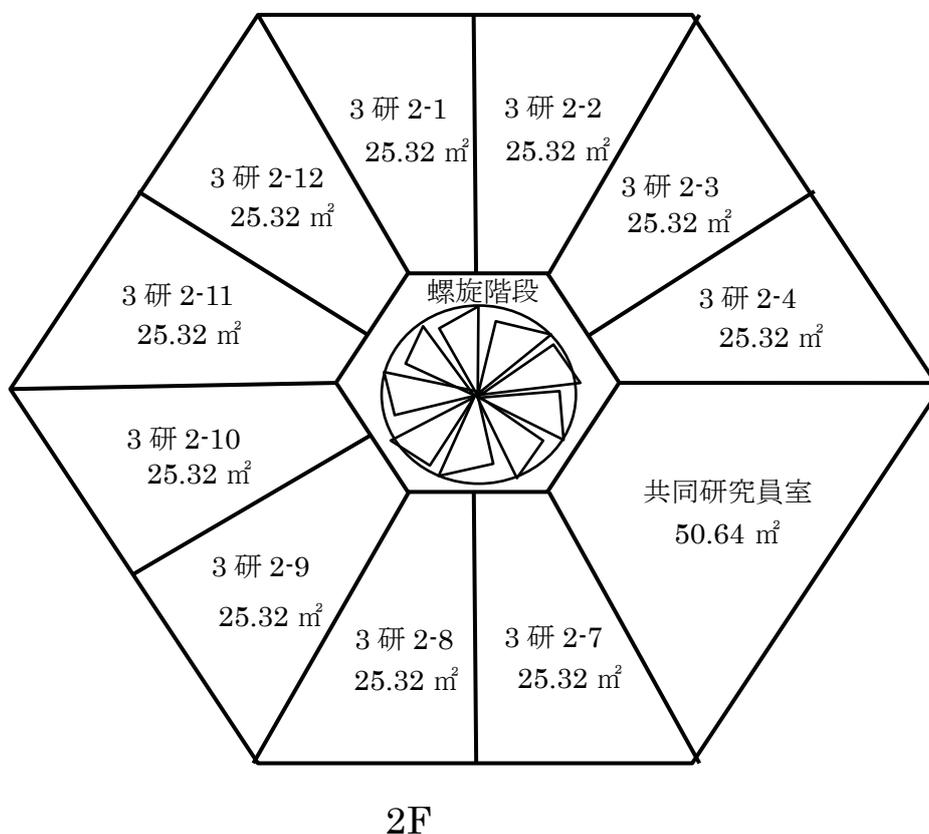
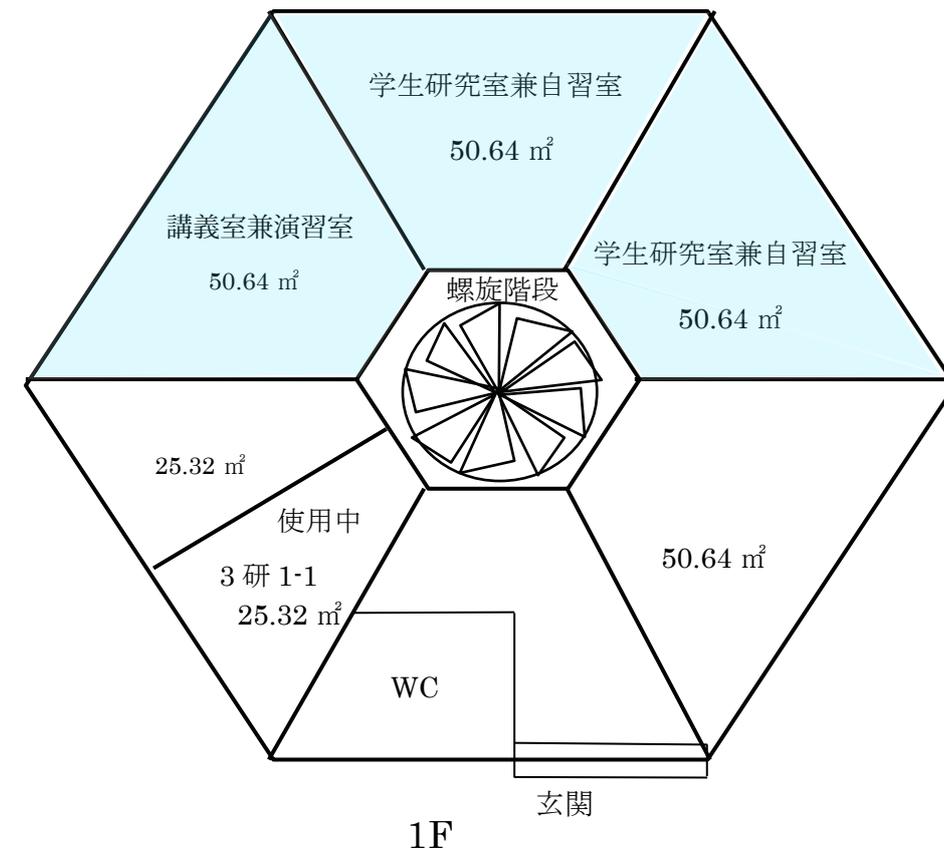
## ★受講状況

所属		誓約書	理解度テスト	受講率	備考
専任教員	国際学群	38/38	38/38	100%	
	人間健康学部	53/53	53/53	100%	
	リベラルアーツ機構	7/7	7/7	100%	
	博士課程	9/9	9/9	100%	
専任職員 等	事務局	61/61	61/61	100%	62 名⇒61 名へ（1 名休職のため）
学生	大学院生	38/38	38/38	100%	教員・休学は除く
研究員	客員研究員 共同研究員	17/17	17/17	100%	

(第3研究棟) 1階・2階平面図

- 学部(国際学群・人間健康学部)の専用部分
- スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻(修士課程)の専用部分

第3研究棟

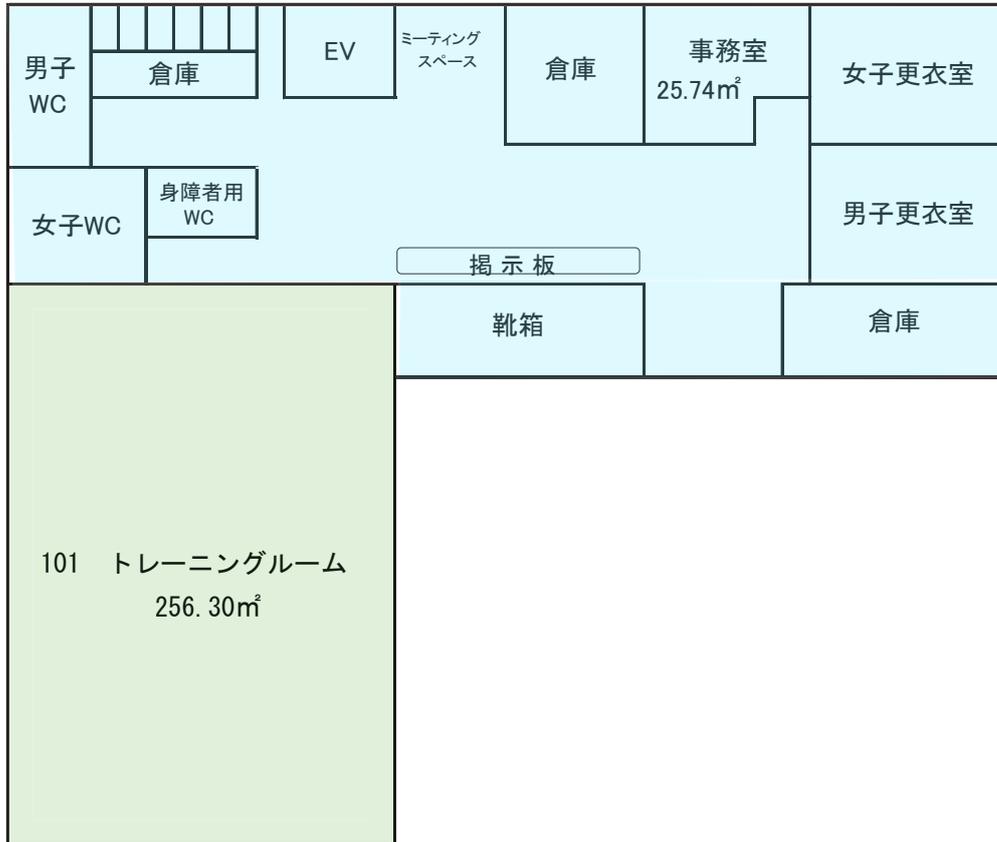


人間健康学部実験・実習棟平面図

学部(人間健康学部スポーツ健康学科)と  
スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻  
(修士課程)の共用部分

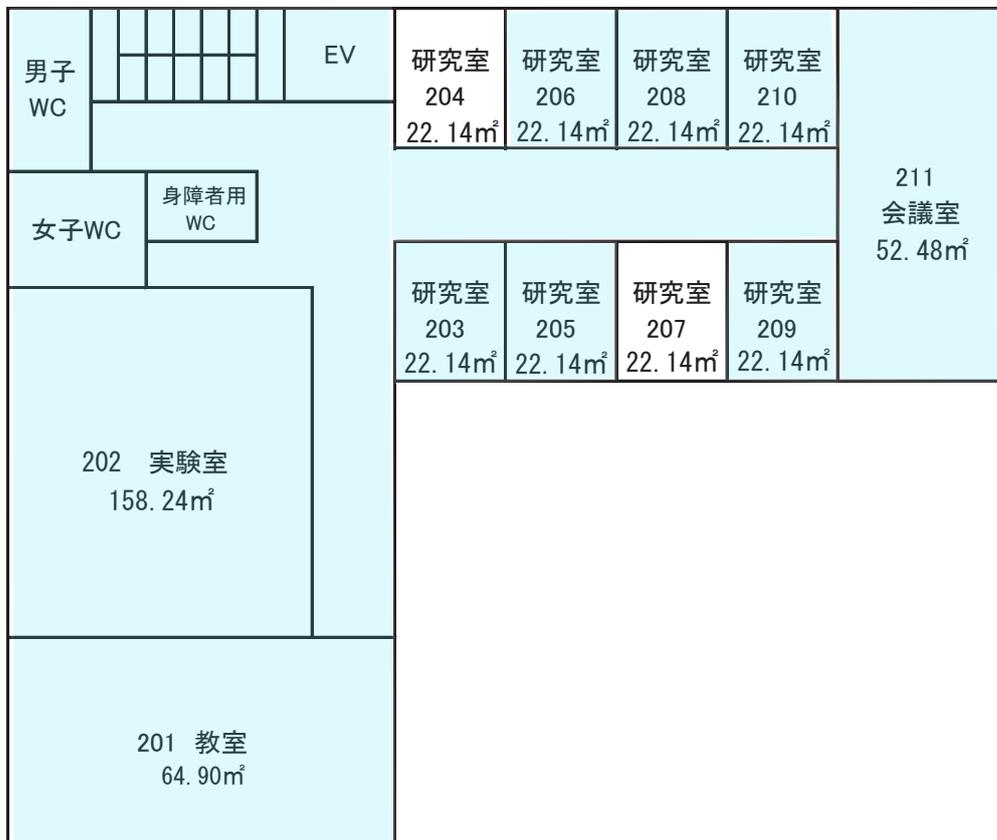
大学全体の共用部分

1 F



2 F

学部(人間健康学部スポーツ健康学科)の専用部分

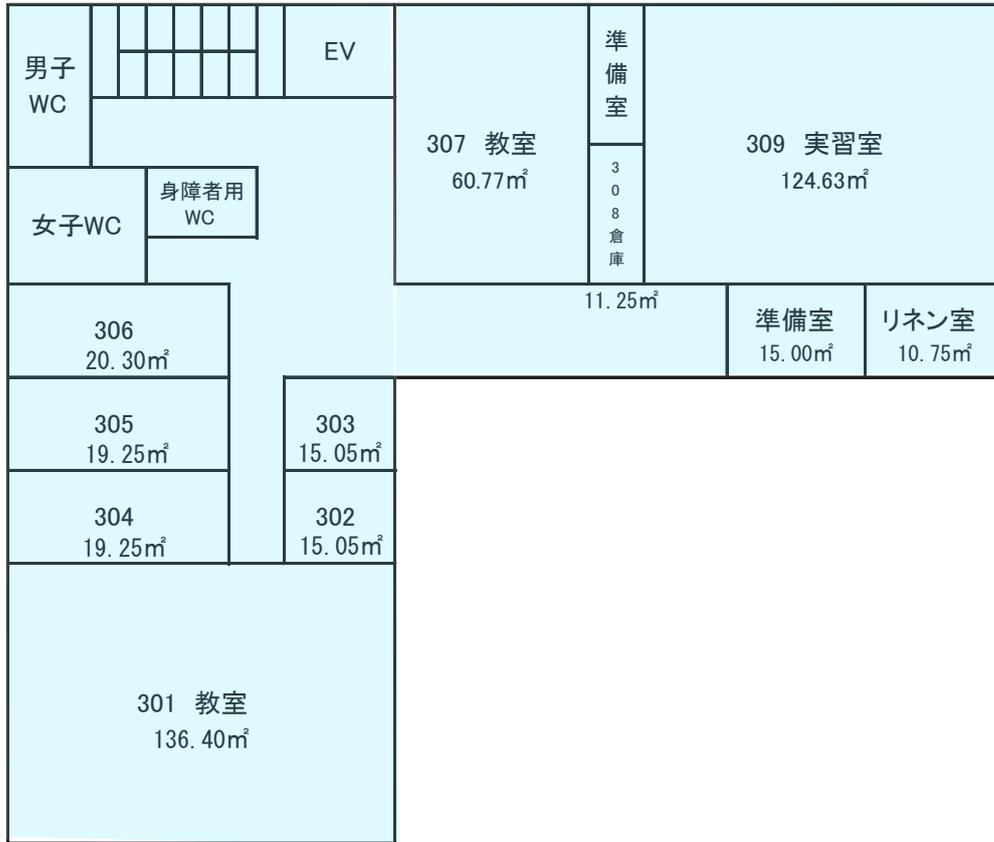


人間健康学部実験・実習棟平面図

学部(人間健康学部スポーツ健康学科)と  
スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻  
(修士課程)の共用部分



3 F



4 F

